

参 考 资 料

1 県税の税率等の推移

(1) 県民税、事業税、不動産取得税、道府県たばこ税

税目		年度		25	26	27	28	29	30
		25	26						
道府県民税	個人	個人						(創設) 均等割 年 100 円 所得割 所得税の 5%	
		法人						(創設) 均等割 年 600 円 法人税割 法人税額の 5%	法人税割 5.4%
		利子割							
道府県事業税	個人	事業主 控除等	免税点 25,000 円			基礎控除 年 38,000 円	基礎控除 年 50,000 円	基礎控除 年 70,000 円	基礎控除 年 100,000 円
		税率	第 1 種事業 12% 第 2 種事業 8% 特別所得税 第 1 種業務 6.4% 第 2 種業務 8%					第 1 種事業 8% 第 2 種事業及び第 3 種事業 6% 助産婦業等 4%	
	人	その他						特別所得税を事業税 第 3 種事業とした。	
	法人	税率	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額課税法人 1.6%					普通法人 年 50 万円以下 10% 年 50 万円超及び清算 所得 12% 収入金額課税法人 1.5%	
	人	その他			申告 納付 制度 採用				生命保険事業を収入 金額課税とし、運送 業(鉄・軌道事業を 除く。)を所得課税と した。
不動産取得税								(創設) 税率 3%	(免税点) 土地 1 万円 家屋(建築) 10 万円 家屋(その他) 5 万円
道府県たばこ税 (道府県たばこ消費税)								(創設) 税率 $\frac{5}{115}$	

31	32	33	34	35	36	37	38	39
所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%			所得割 150万円以下 2% 150万円超 4%		
基礎控除 年 120,000円			基礎控除 年 200,000円		事業主控除と 名称変更			事業主控除 年 220,000円
	第1種事業課税所得 年 50万円以下 6% 年 50万円超 8%					第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%		
	普通法人 年 50万円以下 8% 年 100万円以下 10% 年 100万円超及び 清算所得 12%		普通法人 年 50万円以下 7% 年 100万円以下 8% 年 200万円以下 10% 年 200万円超及び清 算所得 12% 特別法人 年 50万円以下 7% 年 50万円超及び清算 所得 8%			普通法人 年 100万円以下 6% 年 200万円以下 9% 年 200万円超及び清 算所得 12% 特別法人 年 100万円以下 6% 年 100万円超及び清 算所得 8%		普通法人 年 150万円以下 6% 年 300万円以下 9% 年 300万円超及び清 算所得 12% 特別法人 年 150万円以下 6% 年 150万円超及び清 算所得 8%
	地方鉄・軌道事業 を所得課税とした。							
								(免税点) 土地 5万円 家屋(建築) 15万円 家屋(その他) 8万円
税率 8%						税率 9% 課税標準の改正		

40	41	42	43	44	45	46	47
	分割課税に係る 所得割は当分の 間算出税額の 90%						
法人税割 5.5%	法人税割 5.8%	均等割 (イ)資本の金額又 は出資金額が 1,000万円以 下の法人等 年 600円 (ロ)資本の金額又 は出資金額が 1,000万円を 超える法人 年 1,000円			法人税割 5.6%		
事業主控除 年 240,000円	事業主控除 年 250,000円	事業主控除 年 270,000円			事業主控除 年 320,000円	事業主控除 年 360,000円	事業主控除 年 600,000円
				専業専従者控 除に完全給与 制採用			
	農業組合法人の 行う農業は非課 税						
		税率 10.3%					

48	49	50	51	52
			均等割 年 300 円	
	法人税割 5.2%	法人税割 (中小法人等については 5.2%) (特例条例)	均等割 (ア) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超える法人 (公共法人、公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。以下 (イ)の法人について同じ。) 及び 保険業法に規定する相互会社 年 6,000 円 (イ) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人 年 3,000 円 (ロ) (ア)及び(イ)の法人以外の法人等 年 1,800 円	均等割 (ア) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超える法人 (公共法人、公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。以下 (イ)の法人について同じ。) 及び 保険業法に規定する相互会社 年 20,000 円 (イ) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人 年 6,000 円 (ロ) (ア)及び(イ)の法人以外の法人等 年 2,000 円
事業主控除 年 800,000 円	事業主控除 年 1,500,000 円	事業主控除 年 1,800,000 円	事業主控除 年 2,000,000 円	事業主控除 年 2,200,000 円
	普通法人 年 300 万円以下 6% 年 600 万円以下 9% 年 600 万円超及び清算所得 12% 特別法人 年 300 万円以下 6% 年 300 万円超及び清算所得 8%	普通法人 年 350 万円以下 6% 年 700 万円以下 9% 年 700 万円超及び清算所得 12% 特別法人 年 350 万円以下 6% 年 350 万円超及び清算所得 8%		
(免税点) 土地 10 万円 家屋 (建築) 23 万円 家屋 (その他) 12 万円				

53	54	55	56
		均等割 年 500 円	
均等割 (ア) 資本の金額又は出資金額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として政令で定めるところにより算定した金額。以下(イ)から(エ)において同じ。）が 50 億円を超える法人 年 200,000 円 (イ) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人 年 100,000 円 (ロ) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人 年 20,000 円 (ハ) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人 年 6,000 円 (ニ) (ア)～(ハ)の法人以外の法人等 年 2,000 円			法人税割 6.0% （中小法人等については 5.0%） （特例条例 56. 8. 1 施行）
			税率 4%（7月1日から） ・昭和 56 年 1 月 1 日前に住宅以外の家屋の新築工事に着手した者が、その家屋を昭和 57 年 12 月 31 日までに取得した場合 ・昭和 61 年 6 月 30 日までに住宅を取得した場合 } は 3%

57	58	59	60	61
			均等割 年 700 円	
	均等割 (ア) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 300,000 円 (イ) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 200,000 円 (ロ) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 40,000 円 (ハ) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 12,000 円 (ニ) (ア)から(ハ)の法人以外の法人等 年 4,000 円	均等割 (ア) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 750,000 円 (イ) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 500,000 円 (ロ) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 100,000 円 (ハ) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 30,000 円 (ニ) (ア)から(ハ)の法人以外の法人等 年 10,000 円		
			事業主控除 年 2,400,000 円	
				住宅を取得した場合の税率の特例措置を昭和 64 年 6 月 30 日まで延長
			税率 従価格 8.1% 従量割 1,000 本につき 200 円	特例税率 (61. 5. 1～61. 3. 31 の間) 従量税 1,000 本につき 360 円

62	63	元	2	3	4	5
	所得割 130万円以下 2% 130万円超 3% 260万円超 4%	所得割 500万円以下 2% 500万円超 4%		所得割 550万円以下 2% 550万円超 4%		
			法人税割 5.8% (中小法人等に ついては5.0%) (特例条例)			
	(創設) 税率 5%					
						事業主控除 年 2,700,000円
		住宅を取得した場合 の税率の特例措置を 平成4年6月30日ま で延長			住宅を取得した 場合の税率の特 例措置を平成7 年6月30日まで 延長	
適用期限の延長 63. 3. 31 まで	適用期限の延長 64. 3. 31 まで	県たばこ税に名称変 更 1,000本につき 1,129円				

6	7	8	9	10
	所得割 700万円以下 2% 700万円超 4%	均等割 年 1,000 円	所得割 700万円以下 2% 700万円超 3%	
均等割 標準税率 (ア) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 800,000 円 (イ) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 540,000 円 (ロ) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 130,000 円 (ハ) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 50,000 円 (ニ) (ア)から(ハ)の法人以外の法人等 年 20,000 円				
				普通法人 年 400 万円以下 5.6% 年 800 万円以下 8.4% 年 800 万円超及び清算所得 11% 特別法人 年 400 万円以下 5.6% 年 400 万円超及び清算所得 7.5%
	住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成 10 年 6 月 30 日まで延長			住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成 13 年 6 月 30 日まで延長
			1,000 本につき 692 円 (3 級品については 329 円)	

11	12	13	14
所得割 個人住民税の所得割の15%（4万円を上限とする。）の額を税額から控除する定率減税			
事業主控除 年 2,900,000 円			
普通法人 年 400 万円以下 5% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超及び清算所得 9.6% 特別法人 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超及び清算所得 6.6% 収入金額課税法人 1.3%		(1) 収入金額課税法人 1.3% (2) 特定信託の受託者である信託業を行う法人（普通法人） 各事業年度の所得 年 400 万円以下 5% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超 9.6% 各特定信託の各計算期間の所得 年 400 万円以下 5% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超 9.6% 清算所得 (特別法人) 9.6% 各事業年度の所得 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超 6.6%	各特定信託の各計算期間の所得 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超 6.6% 清算所得 6.6% (3) その他の事業を行う法人（普通法人） 各事業年度の所得 年 400 万円以下 5% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超 9.6% 清算所得 (特別法人) 9.6% 各事業年度の所得 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超 6.6% 清算所得 6.6%
		住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成 16 年 6 月 30 日まで延長	
1,000 本につき 868 円 (3 級品については 413 円) (5 月 1 日以降)			

15	16	17	18
(創設) 配当割 3% (平成 20 年 4 月 1 日以降 5%) 株式等譲渡所得割 3% (平成 20 年 4 月 1 日以降 5%)			
	外形標準課税 ・所得割 各事業年度の所得 年 400 万円以下…3.8% 年 800 万円以下…5.5% 年 800 万円超 …7.2% ・付加価値割 ……………0.48% ・資本割……………0.2% ※外形標準課税の対象でない法人は従前どおり。		
	資本金が 1 億円を超える普通法人に外形標準課税を導入。		
税率 3% (本則税率は 4%) (平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までに不動産を取得した場合)			○住宅又は土地 税率 3% (平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までに取得した場合) ○住宅以外の家屋 税率 3.5% (平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までに取得した場合)
1,000 本につき 969 円 (3 級品については 461 円) (7 月 1 日以降)			1,000 本につき 1,074 円 (3 級品については 511 円) (7 月 1 日以降)

19	20	21
均等割 年 1,500 円 (ひろしまの森づくり県民税条例) 所得割 一律 4% 定率減税の廃止		所得割・株式等譲渡所得割の軽減税率(3%) の延長 (平成 21 年 1 月 1 日 ~平成 23 年 12 月 31 日)
均等割 (ア) 資本金等の額が 5 0 億円を超える法人 年額 840,000 円 (イ) 資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 567,000 円 (ウ) 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 136,500 円 (エ) 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 52,500 円 (オ) (ア) から (エ) の法人以外の法人等 年額 21,000 円 (ひろしまの森づくり県民税条例)		
	○外形標準課税の対象とならない法人 ・所得割 [普通法人] 年 400 万円以下…2.7% 年 800 万円以下…4.0% 年 800 万円超及び清算所得…5.3% [特別法人] 年 400 万円以下…2.7% 年 400 万円超及び清算所得…3.6% ・収入割 0.7% ○外形標準課税の対象となる法人 年 400 万円以下…1.5% 年 800 万円以下…2.2% 年 800 万円超及び清算所得…2.9% 【平成 20 年 10 月 1 日以降に開始する事業年 度から適用 (地方法人特別税 (国税) の創設)】	
	税率 4% (平成 20 年 4 月 1 日以後に住宅以外の家屋 を取得した場合)	○住宅又は土地 税率 3% (特例の延長) (平成 18 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までに取得した場合)

22	23	24	25
	所得割・株式等譲渡所得割の軽減税率(3%)の延長 (平成 21 年 1 月 1 日 ～平成 25 年 12 月 31 日)		
清算所得課税制度廃止 (平成 22 年 10 月 1 日以後、 解散分から適用)		○欠損金繰越控除の 2 年延長 (7 年から 9 年に) (平成 20 年 4 月 1 日以降終了事業年度発生分) ○繰越欠損金控除限度を 80%に制限 (中小法人等を除く) (平成 24 年 4 月 1 日以降開始事業年度から適用)	
		○住宅又は土地 税率 3% (特例の延長) (平成 18 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに取得した場合)	
1,000 本につき 1,504 円 (3 級品については 716 円) (10 月 1 日以降)			1,000 本につき 860 円 (3 級品については 411 円) (4 月 1 日以降)

26	27	28
東日本大震災からの復興に関し地方公共団体の防災費確保のため均等割税率を500円引上げ (平成26年度～平成35年度)	ふるさと納税の拡充 ・特例控除額を個人住民税所得割額の2割に引上げ (平成28年度以後の個人住民税から適用) ・ふるさと納税ワンストップ特例制度の導入 (平成27年4月1日以後寄附から適用)	○公的年金からの仮特別徴収税額の平準化 ・仮特別徴収税額を、前年度分の公的年金等の所得に係る個人住民税の1/2に相当する額とする。 (平成28年10月以降に実施する特別徴収から適用)
法人税割の税率改正 標準税率… 3.2% 制限税率… 4.0% (平成26年10月1日以降開始事業年度から適用) (法人住民税引下げ相当分を地方法人税(国税)として創設)	○「資本金等の額」の改正 法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額に無償増資・減資、欠損填補を行った調整後の額とする。 (平成27年4月1日以後開始事業年度から適用) ○均等割の税率区分の基準の改正 資本金等の額が、資本金及び資本準備金の合算額に満たない場合、資本金等の額は当該合算額とする。 (平成27年4月1日以後開始事業年度から適用)	○地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設
	○利子割の納税義務者から法人を除外 (平成28年1月1日以後支払利子等から適用) ○特定公社債等の利子等について、利子割の課税対象から除外し、配当割の課税対象とする。 (平成28年1月1日以後支払特定公社債等から適用) ○源泉徴収口座内の特定公社債等譲渡所得等を株式等譲渡所得割の課税対象とする。 (平成28年1月1日以後の譲渡所得等に適用)	
○法人事業税(所得割及び収入割)の税率改正 資本金1億円超の普通法人 年400万円以下… 2.2% 年800万円以下… 3.2% 年800万円超及び清算所得… 4.3% 資本金1億円以下の普通法人 年400万円以下… 3.4% 年800万円以下… 5.1% 年800万円超及び清算所得… 6.7% 特別法人 年400万円以下… 3.4% 年400万円超及び清算所得… 4.6% 電気供給業等収入金… 0.9% ○地方法人特別税の税率改正 外形標準課税法人… 67.4% 所得割課税法人… 43.2% 収入金課税法人… 43.2% (平成26年10月1日以降開始事業年度から適用) (地方法人特別税を1/3に縮小し、法人事業に還元)	○外形標準課税に係る法人事業税・地方法人特別税の税率改正 付加価値割… 0.72% 資本割… 0.3% 所得割… 年400万円以下 1.6% 年800万円以下 2.3% 年800万円超 3.1% 地方法人特別税… 93.5% (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで開始する事業年度に適用)	○外形標準課税に係る法人事業税・地方法人特別税の税率改正 付加価値割… 1.2% 資本割… 0.5% 所得割… 年400万円以下 0.3% 年800万円以下 0.5% 年800万円超 0.7% 地方法人特別税… 414.2% (平成28年4月1日以後開始する事業年度に適用)
	○資本割の課税標準の改正 資本金等の額が資本金及び資本準備金の合算額に満たない場合、資本金等の額は当該合算額とする。 (平成27年4月1日以後開始事業年度から適用) ○繰越欠損金控除限度を65%に制限 (中小法人等を除く) (平成27年4月1日以後開始事業年度から適用)	○地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設 ○繰越欠損金控除限度を60%に制限 (中小法人等を除く) (平成28年4月1日以後開始事業年度から適用)
○耐震改修(取得日後6ヵ月以内)による基準適合既存住宅に特例措置適用 ○特例適用住宅に係る課税標準の特例措置(1300万円控除)の適用期限を2年延長 (～平成28年3月31日) ○特例適用住宅用土地に係る減額措置の適用期限を2年延長 (～平成28年3月31日)	○買取再販に係る不動産取得税の減額措置適用 (～平成29年3月31日) ○サービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例及び土地に係る減額措置の適用期限を2年延長 (～平成29年3月31日) ○住宅又は土地(特例の延長) 税率3% (平成18年4月1日から平成30年3月31日までに取得した場合) ○宅地評価土地(特例の延長) 価格を1/2とする。(～平成30年3月31日)	○特例適用住宅用土地に係る減額措置の適用期限を2年延長 (～平成30年3月31日) ○認定長期優良住宅に係る課税標準の特例(1300万円控除)を2年延長 (～平成30年3月31日)
		3級品1,000本につき481円 (4月1日以降)

29	30	元
	指定都市への税源移譲により、所得割税率変更 道府県民税… 2% 市民税… 8% (平成 30 年度以後の個人住民税から適用)	○ふるさと納税の対象となる地方団体の指定制度の創設 ○住宅ローン控除の控除期間を現行の 10 年間から 13 年間に拡充 (令和元年 10 月から令和 2 年 12 月までの居住に限る) ○配偶者控除・配偶者特別控除の見直し 配偶者特別控除について、配偶者の合計所得金額の上限を 123 万円以下 (現行 76 万円未満) に引き上げ 配偶者控除及び配偶者特別控除について、納税義務者の合計所得金額に応じて、控除額が通減・消失
		法人税割の税率改正 標準税率… 1.0% 制限税率… 1.8% (令和元年 10 月 1 日以降開始事業年度から適用)
		○法人事業税 (所得割及び収入割) の税率改正 資本金 1 億円超の普通法人 年 400 万円以下… 0.4% 年 800 万円以下… 0.7% 年 800 万円超 … 1.0% 資本金 1 億円以下の普通法人 年 400 万円以下… 3.5% 年 800 万円以下… 5.3% 年 800 万円超 … 7.0% 特別法人 年 400 万円以下… 3.5% 年 400 万円超 … 4.9% 電気供給業等収入金… 1.0% ○地方法人特別税の廃止 (～令和元年 9 月 30 日開始事業年度まで適用) ○特別法人事業税の創設 外形標準課税法人… 260.0% 所得割課税法人(普通法人)… 37.0% 所得割課税法人(特別法人)… 34.5% 収入金課税法人 … 30.0% (令和元年 10 月 1 日以降開始事業年度から適用)
	○ガス供給業を行うもののうちガス中小事業者について所得課税とした。 (平成 30 年 4 月 1 日以降開始事業年度から適用) ○事業税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書への自署押印の廃止 (平成 30 年 4 月 1 日以後提出されるものから適用)	
○買取再販に係る減額措置適用期限を 2 年延長 (～平成 31 年 3 月 31 日) ○サービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例及び土地に係る減額措置の適用期限を 2 年延長 (～平成 31 年 3 月 31 日)	○住宅又は土地(特例の延長) 税率 3% (～平成 33 年 3 月 31 日までの取得) ○宅地評価土地 (特例の延長) 価格を 1/2 とする。(～平成 33 年 3 月 31 日) ○特例適用住宅用土地に係る減額措置の適用期限を 2 年延長 (～平成 32 年 3 月 31 日) ○認定長期優良住宅に係る課税標準の特例 (1300 万円控除) を 2 年延長 (～平成 32 年 3 月 31 日)	○買取再販に係る減額措置適用期限を 2 年延長 (～令和 3 年 3 月 31 日) ○サービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例及び土地に係る減額措置の適用期限を 2 年延長 (～令和 3 年 3 月 31 日)
3 級品 1,000 本につき 551 円 (4 月 1 日以降)	3 級品 1,000 本につき 656 円 (4 月 1 日以降) 3 級品以外 1,000 本につき 930 円 (10 月 1 日以降)	3 級品 1,000 本につき 930 円 (10 月 1 日以降)

2	3	4
	<p>○住宅ローン控除期間の適用期限延長に係る個人住民税の対応</p> <p>○退職所得課税の適正化（令和4年1月1日以後の支払いを受けるべき退職所得に適用）</p> <p>○非課税限度額等における国外居住親族の取扱い見直し（令和6年度分以後適用）</p> <p>○個人住民税の特別徴収税額通知電子化（令和6年度以後適用）</p>	<p>○住宅ローン控除の見直しに係る個人住民税の対応（住宅ローン控除の適用者について、所得税額から控除しきれなかった額を、一定の控除限度額の範囲内で、翌年度の個人住民税額から控除）</p> <p>○個人住民税における合計所得金額に係る規定の整備（公的年金等控除額の算定の基礎となる公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額には、個人住民税における他の所得控除等と同様に、退職手当等を含まない合計所得金額を用いる）</p>
<p>○電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等を行う法人に係る事業税の課税方式見直し</p> <p>資本金1億円超の普通法人 収入割…0.75% 付加価値割…0.37% 資本割…0.15%</p> <p>資本金1億円以下の普通法人等 収入割…0.75% 所得割…1.85%</p> <p>○特別法人事業税（電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等を行う法人）の税率改正 収入金課税法人…40.0% （令和2年4月1日以降開始事業年度から適用）</p>		<p>○外形標準課税に係る法人事業税の税率改正（軽減税率の廃止） 所得割…1.0% 付加価値割…1.2% 資本割…0.5% （令和4年4月1日以降開始事業年度から適用）</p> <p>○電気事業法の改正に伴う配電事業及び特定卸供給業の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> 配電事業 収入割…1.0% 特定卸供給業 資本金1億円超の普通法人 収入割…0.75% 付加価値割…0.37% 資本割…0.15% 資本金1億円以下の普通法人等 収入割…0.75% 所得割…1.85% <p>○特別法人事業税（配電事業及び特定卸供給業）の税率制定 配電事業…30.0% 特定卸供給業…40.0% （令和4年4月1日以後終了事業年度から適用）</p> <p>○ガス供給業に係る収入金額課税の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定ガス供給事業 収入割…0.48% 付加価値割…0.77% 資本割…0.32% 特定ガス供給業以外のガス製造業者及び経過措置料金規制対象事業者の所得課税適用 （令和4年4月1日以降開始事業年度から適用）
<p>○特例適用住宅用土地に係る減額措置の適用期限を2年延長 （～令和4年3月31日）</p> <p>○認定長期優良住宅に係る課税標準の特例（1300万円控除）を2年延長 （～令和4年3月31日）</p>	<p>○住宅又は土地（特例の延長） 税率 3% （～令和6年3月31日までの取得）</p> <p>○宅地評価土地（特例の延長） 価格を1/2とする。（～令和6年3月31日）</p> <p>○サービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例及び土地に係る減額措置の適用期限を2年延長 （～令和5年3月31日）</p> <p>○買取再販に係る減額措置適用期限を2年延長 （～令和5年3月31日）</p>	<p>○特例適用住宅用土地に係る減額措置の適用期限を2年延長 （～令和6年3月31日）</p> <p>○認定長期優良住宅に係る課税標準の特例（1300万円控除）を2年延長 （～令和6年3月31日）</p> <p>○申告がない場合でも課税標準の特例及び住宅用土地の減額について適用可能 （令和4年4月1日取得から）</p>
<p>1,000本につき1,000円 （10月1日以降）</p>	<p>1,000本につき1,070円 （10月1日以降）</p>	

5	6	
	<p>○「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」による均等割の 500 円引上げが終了 均等割 年 1,500 円</p> <p>○定額減税 納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき1万円を乗じた金額を所得割額から控除</p>	個 県
		法 県
		利 子 割
		個 事
		法 事
<p>○サービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例及び土地に係る減額措置の適用期限を2年延長 (～令和7年3月31日)</p> <p>○買取再販に係る減額措置適用期限を2年延長 (～令和7年3月31日)</p>	<p>○特例適用住宅用土地に係る減額措置の適用期限を2年延長 (～令和8年3月31日)</p> <p>○認定長期優良住宅に係る課税標準の特例(1300万円控除)を2年延長 (～令和8年3月31日)</p> <p>○住宅又は土地(特例の延長) 税率3% (～令和9年3月31日までの取得)</p> <p>○宅地評価土地(特例の延長) 価格を1/2とする。(～令和9年3月31日)</p>	不 動 産
		た ば こ

(2) ゴルフ場利用税、特別地方消費税

税目		年度	25	26	27	28	29	30
道 府	ゴルフ場利用税 〔 1. 平成元年度 名称変更 (旧娯楽施設 利用税) 2. 地方税とし ての入場税を 含む。 〕		(入場税) 第1種の場所 100% 第2種の場所 40% 第3種の施設 100%		(入場税) 税率を従来の1/2に 引き下げた。		入場税を国税に移譲 し、第3種の施設の 利用に対し娯楽施設 利用税を課すること とした。 (1) 料金課税の税率 舞踊・ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒等の運動 競技の施設利用 10% (2) 外形課税 (月額)の税率 ばちこ場 1台 150円 まあじゃん場 1卓 500円 たまつき場 1台 1,000円	
		県	特別地方消費税 〔 料理飲食等 消費税 遊興飲食税 〕	芸者等の花代 100% カフェー・バー等 40% 上記以外の飲食 20% 宿泊 20%	カフェー・バー等 20% 上記以外の飲食 10% 宿泊 10% (非課税) 大衆食堂等 1人1回 100円以下 1品価格 50円以下	(非課税) 大衆飲食店 1人1回 120円 甘味喫茶店 1人1回 100円 大衆旅館 1人1回 700円	芸者等の花代 30% 花代を伴う遊興飲食 15% カフェー・バー等 15% 上記以外の飲食 1人1回 500円以下 5% 1人1回 500円超 10% 宿泊 1人1泊 1,000円以下 5% 1人1泊 1,000円超 10% (免税点) 1人1回 200円以下 食券食堂の1品の価格 100円以下 (基礎控除) 1人1泊 500円 公給領収証制度の採用 非課税制度を免税点制 度に改めた。	

31	32	33~35	36	37	38~40	41	42~43
	<p>ゴルフ場に対し定額課税を採用した。 1人1日 200円</p>		<p>(1) 料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 15% (2) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 400円</p>	<p>料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 10%</p>		<p>(1) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 600円 (2) (1)のうちゴルフ場所在市町村に対して1/6交付</p>	
	<p>芸者等の花代・カフェー・バー等 15% 宿泊及び上記以外の飲食 10% (免税点) 飲食店 1人1回 300円以下 食券食堂 1品の価格 150円以下 宿泊 1人1泊 800円以下 (基礎控除) 1人1泊 500円</p>		<p>名称を料理飲食等消費税に変更した。 (免税点) 飲食店 1人1回 500円以下 食券食堂 1品の価格 250円以下 宿泊 1人1泊 1,000円以下</p>	<p>(税率) (1) 1人1回の消費金額 3,000円超 15% 3,000円以下 10% (2) 旅館における宿泊料金(1泊につき2食までの料金を含む。) 10% (旅館における基礎控除) 800円</p>		<p>(免税点) 旅館 1人1泊 1,200円 飲食店等 1人1回 600円 チケット制食堂 1品 300円 (奉仕料控除) 旅館及び飲食店等における特定の奉仕料(料金の10%以下等)は課税標準から控除することとした。</p>	

44	45	46	47	48	49	50
		ボウリング場に対し 外形課税を採用した。 ゴルフ場所在市町村 に対して1/3 交付	ゴルフ場について は定額税率によっ て課税する。	ゴルフ場（ゴルフ場 に類する施設を含 む。）の税率 1人1日 800円 ゴルフ場所在市町村 に対して1/2 交付		
(税率) 1人1回の消費金額 の10% (免税点) 旅館 1人1泊 1,600円 飲食店等 1人1回 800円 チケット制食堂 1品 400円		(免税点) 旅館 1人1泊 1,800円 飲食店等 1人1回 900円 チケット制食堂 1品 450円 (基礎控除) 旅館における基礎控 除額 1,000円		(免税点) 旅館 1人1泊 2,400円 飲食店等 1人1回 1,200円 チケット制食堂 1品 600円 (48. 10. 1 施行)	(基礎控除) 旅館における基礎控 除 1,500円 (49. 10. 1 施行)	(免税点) 旅館 1人1泊 3,400円 飲食店等 1,700円 チケット制食堂 1品 850円 (50. 10. 1 施行)

51	52	53	54～56	57	58	59～63	元
	ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。） 1人1日 1,000円 外形課税 （月額）の税率 ばちんこ場 1台 250円 まあじゃん場 1卓 750円 たまつき場 1台 1,200円				ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。） 1人1日 1,100円 外形課税 （月額）の税率 ばちんこ場 1台 280円 まあじゃん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円		・ゴルフ場利用税に名称変更 1人1日 800円 ゴルフ場所在市町村に対して 7/10交付
	（免税点） 旅館 1人1泊 4,000円 飲食店等 2,000円 チケット制食堂 1品 1,000円 （52. 10. 1 施行）	（基礎控除） 旅館における基礎控除額 2,000円 （53. 10. 1 施行）		（免税点） 旅館 1人1泊 5,000円 飲食店等 2,500円 （58. 1. 1 施行） （チケット制食堂1品 1,000円は据え置き）	（旅館における基礎控除） 2,500円 （59. 1. 1 施行）		・特別地方消費税に名称変更 （税率） 3% （免税点） 旅館 1人1泊 10,000円 飲食店等 5,000円 （元. 4. 1 施行）

2	3～8	9	10	11	12～14	15	16～元	2	3～6	
						非課税区分を 新設 対象者 ・ 年齢 18 歳 未満及び 70 歳以上の者 の利用 ・ 障害者 ・ 国民体育大 会での使用 ・ 学生等の利 用		非課税措置を 拡充 対象者 ・ 国民体育大 会の公式の 練習のため の利用 ・ 国際的な規 模のスポー ツ競技又は その公式の 練習のため の利用		ゴルフ場利用税
(免税点) 旅館 1人1泊 15,000円 飲食店等 7,500円 (3.7.1施行) (交付金) 旅館、飲食店等所 在市町村に対して 1/5交付		(交付金) 交付金を 1/2		廃止 (12.3.31)						特別地方消費税

(3) 自動車税、軽油引取税、その他

税目		年度								
		25	26	27	28	29	30	31	32	
道府県	自動車税	普通自動車 自家用 15,000 円 営業用 10,000 円 トラック及び バス 10,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 4,500 円 その他 3,000 円 三輪車 2,000 円 二輪車 1,000 円 軽自動車 500 円			普通自動車 自家用 30,000 円 営業用 14,000 円 トラック 14,000 円 バス 観光用 25,000 円 その他 14,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 7,200 円 その他 4,200 円 三輪車 2,800 円 二輪車 1,400 円 軽自動車 700 円	普通自動車 自家用 120 吋以下 36,000 円 120 吋超 60,000 円 営業用 120 吋以下 15,000 円 120 吋超 30,000 円 トラック 自家用 揮発油 15,000 円 その他 23,000 円 営業用 揮発油 14,000 円 その他 21,000 円 バス 観光用 揮発油 30,000 円 その他 45,000 円 その他 揮発油 14,000 円 その他 21,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000 円 営業用 8,000 円 三輪車 自家用 4,300 円 営業用 3,300 円 二輪車 2,500 円 軽自動車 1,500 円			トラック及び バスにつ いて「揮発 油を燃料と する自動 車」以外の 税率を「揮 発油を燃料 とする自動 車」の標準 税率まで引 き下げた。	
	軽油引取税							(創設) 税率 1キロリッ トル 6,000 円	税率 1キロリッ トル 8,000 円	
	その他	附加価値税が 創設され実施 は昭和 27 年 1 月 1 日からと された。 漁業権税賃貸 料の 10%		附加価値 税の実施 は昭和 28 年 1 月 1 日からと 延期され た。 漁業権税 は廃止さ れた。 狩猟者税 の税率が 改正され た。	附加価値税の 実施は昭和 29 年 1 月 1 日か らと延期され た。 狩猟者税の税 率が改正され た。	附加価値税は廃止され た。		大規模償 却資産に 対する固 定資産税 の特例が 創設され た。		

33	34	35	36	37	38	39	40	41
二輪小型自動車及び軽自動車を市町村税の軽自動車税の課税客体とした。			普通自動車 自家用 3.048メートル以下 36,000円 3.048メートル超 60,000円 営業用 3.048メートル以下 15,000円 3.048メートル超 30,000円 トラック 15,000円 バス 観光用 30,000円 その他 14,000円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 3,800円	小型四輪車 乗用車 自家用 1リットル以下 12,000円 1リットル超 1.5リットル以下 14,000円 1.5リットル超 16,000円 営業用 1リットル以下 6,000円 1リットル超 1.5リットル以下 7,000円 1.5リットル超 8,000円			自家用乗用車 普通車 3.048メートル以下 54,000円 3.048メートル超 90,000円 小型四輪車 1リットル以下 18,000円 1リットル超 21,000円 1.5リットル以下 21,000円 1.5リットル超 24,000円 営業用乗用車 普通車 3.048メートル以下 22,500円 3.048メートル超 45,000円 観光貸切用バス 45,000円	
	税率 1キロリットル 10,400円		税率 1キロリットル 12,500円			税率 1キロリットル 15,000円		
狩猟者税の税率が改正された。					狩猟免許税と目的税である入猟税が創設されこれに伴って狩猟者税は廃止された。			(鉤区税) 石油又は天然ガスの鉤区に対する税率は現行(試掘90円、採掘180円)の2/3に引き下げられた。

42	43	44	45	46	47	48	49	50
					<p>乗車定員 30人以下 11,500円</p> <p>” 30人超 40人以下 14,000円</p> <p>” 40人超 50人以下 16,500円</p> <p>” 50人超 60人以下 19,000円</p> <p>” 60人超 70人以下 21,500円</p> <p>” 70人超 80人以下 24,500円</p> <p>” 80人超 27,500円</p> <p>一般乗合用のもの及びスクールバス</p> <p>乗車定員 30人以下 20,000円</p> <p>” 30人超 40人以下 25,000円</p> <p>” 40人超 50人以下 30,000円</p> <p>” 50人超 60人以下 35,000円</p> <p>” 60人超 70人以下 40,000円</p> <p>” 70人超 80人以下 45,000円</p> <p>” 80人超 50,000円</p> <p>その他</p>		<p>年1回課税となる。</p> <p>納期限 5月31日</p>	<p>従来の税額の10%を加算した税額とする。ただし、次の軽減措置を講ずる。</p> <p>自動車排出ガス</p> <p>次期規制適合車 電気自動車 } 1/2の税額を控除</p> <p>自動車排出ガス</p> <p>当該年度規制適合車 被けん引車 一般乗合用バス } 1/11の税額を控除</p> <p>(特例条例)</p>
	自動車取得税(目的税)が創設され法定外普通税としての自動車取得税が廃止された。税率 3% 免税点 10万円	自動車取得税の免税点 15万円		狩猟免許税及び入猟税の税率が改正された。		自動車取得税 道路運送車両法第41条の規定による自動車排出ガスに係る保安基準に適合する自動車に係る税率は昭和49年3月31日までに取得されたものにあつては100分の1、昭和49年9月30日までの間に取得されたものにあつては100分の2	自動車取得税(免税点) 30万円 (税率) 軽自動車以外の自家用自動車 5% 上記のうち前項年度の基準に適合する自動車 4%	自動車取得税(税率) 道路運送車両法第41条により昭和51年4月1日以降に適用すべきものとして定められる保安基準に適合する自動車で自治省令で定めるものにつき取得が昭和50年4月1日から昭和51年3月31日までのものは100分の2、51年4月1日以降のものは100分の1を税率から控除する。

51	52	53	54
<p> 自家用乗用車 普通車 3.048メートル以下 70,000円 3.048メートル超 117,000円 小型四輪車 1リットル以下 23,500円 1リットル超1.5リットル以下 27,500円 1.5リットル超 31,500円 営業用乗用車 普通車 3.048メートル以下 26,000円 3.048メートル超 52,000円 小型四輪車 1リットル以下 7,000円 1リットル超1.5リットル以下 8,000円 1.5リットル超 9,000円 </p> <p> トラック 自家用 20,000円 営業用 17,500円 バス 自家用 39,000円 一般乗用 14,000円 その他 34,500円 (条例) </p> <p> 税額の10%を加算した税額とする。ただし、次の軽減措置を講ずる。 </p> <p> 当該年度規制適合車 被けん引車 一般乗用バス 営業用トラック </p> <p> $\left. \begin{array}{l} \text{当該年度規制適合車} \\ \text{被けん引車} \\ \text{一般乗用バス} \\ \text{営業用トラック} \end{array} \right\} \frac{1}{11} \text{の税額を控除}$ </p> <p> 次期規制適合車 電気自動車 </p> <p> $\left. \begin{array}{l} \text{次期規制適合車} \\ \text{電気自動車} \end{array} \right\} \frac{1}{2} \text{の税額を控除}$ </p> <p>(特例条例)</p>		<p> トラック 最大積載量が8トンを超える被けん引車 ・自家用 8,100円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに4,000円を加算した額 ・営業用 7,100円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに3,600円を加算した額 </p>	<p> 自家用乗用車 普通車 3リットル以下 71,000円 3リットル超 6リットル以下 77,000円 6リットル超 129,000円 小型四輪車 1リットル以下 25,500円 1リットル超 1.5リットル以下 30,000円 1.5リットル超 34,500円 営業用乗用車 普通車 3リットル以下 24,000円 3リットル超 6リットル以下 26,000円 6リットル超 52,000円 </p> <p> トラック 自家用 22,000円 バス 自家用 42,500円 営業用 一般乗用車の以外のもの 36,000円 三輪の小型自動車 自家用 5,500円 (条例) </p> <p> 税額の10%を加算した税額とする。ただし、次の軽減措置を講ずる。 </p> <p> 当該年度規制適合車 被けん引車 一般乗用バス 営業用トラック </p> <p> $\left. \begin{array}{l} \text{当該年度規制適合車} \\ \text{被けん引車} \\ \text{一般乗用バス} \\ \text{営業用トラック} \end{array} \right\} \frac{1}{11} \text{の税額を控除}$ </p> <p> 次期規制適合車 電気自動車 </p> <p> $\left. \begin{array}{l} \text{次期規制適合車} \\ \text{電気自動車} \end{array} \right\} \frac{1}{2} \text{の税額を控除}$ </p> <p>(特例条例)</p>
<p> 税率 1キロリットル 19,500円 </p>			<p> 税率(昭和54年6月1日から昭和58年3月31日まで) 1キロリットル 24,300円 </p>
	<p> 自動車取得税 (税率) 昭和53年度規制適合車に係る税率は、昭和52年4月1日から昭和53年3月31日までの取得に対しては0.25%を、昭和53年4月1日から同年8月31日までの取得に対しては0.125%をそれぞれ引き下げる。 鉦区税、狩猟免許税、入猟税の税率を、それぞれ現行の2倍に引き上げる。 </p>		<p> 狩猟免許税を狩猟者登録税に改めるとともに、狩猟者の登録を受ける者に対し課するものとし、放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受ける者は税率を2分の1とした。 入猟税についても、狩猟者の登録を受ける者に対し課するものとした。 </p>

55	56	57	58	59	60	61	62
			超過課税の廃止	普通乗用車 自家用 3リットル以下 81,500円 3リットル超 88,500円 6リットル以下 148,500円 6リットル超 148,500円 営業用 3リットル以下 25,000円 3リットル超 27,500円 6リットル以下 27,500円 6リットル超 54,500円 四輪以上の小型 自動車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超 34,500円 1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 39,500円 営業用 1リットル以下 7,500円 1リットル超 8,500円 1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超 9,500円 トラック 4トン超5トン以下 自家用 25,500円 営業用 18,500円 バス 自家用 乗車定員40人超 50人以下 49,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人超 40人以下 14,500円 一般乗合用以外の もの 乗車定員40人超 50人以下 38,000円 三輪の小型自動車 自家用 6,000円 営業用 4,500円			
			暫定税率が2年間延長される。		暫定税率が3年間延長される。		
自動車取得税 軽自動車以外の自家用自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率及び自動車の取得に係る免税点の特例措置（税率5% 免税点30万円）の適用期限を昭和58年3月31日まで延長した。 狩猟者登録税 道府県民税の所得割額の納付を要しない者のうち一定の被扶養者を軽減税率の適用対象から除外することとした。			鉦区税、狩猟者登録税及び入猟税の税率がそれぞれ現行の1.1倍程度に改正される。 自動車取得税の暫定措置がさらに2年間延長される。		自動車取得税の暫定措置が3年間延長される。		

63	元	2	3	4	5	6	7	8
	普通自動車 4リットル超 自家用 4.5リットル以下 2リットル超 23,600円 2.5リットル以下 4.5リットル超 45,000円 6リットル以下 2.5リットル超 27,200円 3リットル以下 6リットル超 51,000円 40,700円 3リットル超 3.5リットル以下 58,000円 3.5リットル超 4リットル以下 66,500円 4リットル超 4.5リットル以下 76,500円 4.5リットル超 6リットル以下 88,000円 6リットル超 111,000円 営業用 2リットル超 2.5リットル以下 13,800円 2.5リットル超 3リットル以下 15,700円 3リットル超 3.5リットル以下 17,900円 3.5リットル超 4リットル以下 20,500円							
暫定税率が5年間延長される。					暫定税率が平成5年11月30日まで延長 平成5年12月1日から平成10年3月31日まで 税率 1キロリットル 32,100円			
自動車取得税の暫定措置が5年間延長される。		自動車取得税の免税点 50万円			自動車取得税の暫定措置が5年間延長される。			

9	10	11	12	13
			キャンピング車 1リットル以下 23,600円 1リットル超 1.5リットル以下 27,600円 1.5リットル超 2リットル以下 31,600円 2リットル超 2.5リットル以下 36,000円 2.5リットル超 3リットル以下 40,800円 3リットル超 3.5リットル以下 46,400円 3.5リットル超 4リットル以下 53,200円 4リットル超 4.5リットル以下 61,200円 4.5リットル超 6リットル以下 70,400円 6リットル超 88,800円 (経過措置あり)	
	暫定税率が5年間延長される。免税軽油の引き取り等に係る報告義務制度が創設される。			
地方消費税創設 税率 消費税額の25/100	自動車取得税の暫定措置が5年間延長される。	自動車取得税 低公害車に対する特例措置の拡充		自動車取得税 低公害車に対する特例措置を平成15年3月31日まで延長

14	15	16	17
<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成13年4月1日から平成15年3月31日までに新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から2年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 低燃費車かつ「超一低排出ガス」車 通常税率の概ね50%軽課</p> <p>低燃費車かつ「優一低排出ガス」車 通常税率の概ね25%軽課</p> <p>低燃費車かつ「良一低排出ガス」車 通常税率の概ね13%軽課</p> <p>・重課措置 平成13年4月1日から平成15年3月31日まで間に、次の年限を超過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成15年度に、新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から1年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 低燃費車かつ「超一低排出ガス」車 通常税率の概ね50%軽課</p> <p>・重課措置 平成15年度に、次の年限を超過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成16年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から1年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね50%軽課</p> <p>低燃費車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス基準50%低減車 通常税率の概ね25%軽課</p> <p>・重課措置 平成17年3月31日までに、次の年限を超過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p> <p>(参考) ※優良低燃費車 ガソリン車・LPG車の場合 「平成22年度燃費基準5%向上達成車」 ディーゼル車の場合 「平成17年度燃費基準5%向上達成車」 ※低燃費車 ガソリン車・LPG車の場合 「平成22年度燃費基準達成車」 ディーゼル車の場合 「平成17年度燃費基準達成車」</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成17年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から1年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね50%軽課</p> <p>低燃費車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス基準50%低減車 通常税率の概ね25%軽課</p> <p>・重課措置 平成18年3月31日までに、次の年限を超過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p> <p>(参考) ※優良低燃費車 ガソリン車・LPG車の場合 「平成22年度燃費基準5%向上達成車」 ディーゼル車の場合 「平成17年度燃費基準5%向上達成車」 ※低燃費車 ガソリン車・LPG車の場合 「平成22年度燃費基準達成車」 ディーゼル車の場合 「平成17年度燃費基準達成車」</p>
	<p>暫定税率が5年間延長される。</p>		
	<p>自動車取得税暫定措置が5年間延長される。 自動車取得税の低公害車に対する特例措置を平成17年3月31日まで延長</p> <p>産業廃棄物埋立税創設 (税率) 産業廃棄物1トンあたり 1,000円</p>	<p>狩猟者登録税及び入猟税を廃止し、新たに目的税として狩猟税を創設</p>	<p>自動車取得税の低公害車に対する特例措置を平成19年3月31日まで延長</p>

18	19	20	21
<p>県外転出入に係る月割計算の廃止</p> <p>非課税車等に係る月割課税の徴収方法の変更（証紙徴収→普通徴収）</p> <p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成18年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 燃費基準+20%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね50%軽課</p> <p>燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね25%軽課</p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成19年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成19年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 燃費基準+20%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね50%軽課</p> <p>燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね25%軽課</p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成20年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p>	<p>グリーン化税制(見直しの上2年間延長)</p> <p>・軽課措置 平成20年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75%NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10%NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね50%軽課 ○燃費基準+15%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね25%軽課</p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成21年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成21年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75%NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10%NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね50%軽課 ○燃費基準+15%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね25%軽課</p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成22年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p>
		<p>暫定税率が10年間延長 (ただし、4月のみ失効)</p>	<p>用途制限を廃止（一般財源化）</p> <p>軽油引取税の課税免除のうち、免税証によるものについて、本法附則により平成24年3月31日までとなる。 (石油化学製品製造業は除く)</p>
<p>自動車取得税の低燃費車特例を自動車税と同様に見直しの上2年間延長</p> <p>自動車取得税の環境性能に優れた大型ディーゼル車に対する特例措置の創設(2年間)</p>	<p>自動車取得税の低公害車に対する特例措置を平成21年3月31日まで延長</p>	<p>自動車取得税の暫定措置は10年間延長(ただし、暫定税率は4月のみ失効)</p> <p>自動車取得税の低燃費車特例及び環境性能に優れた大型ディーゼル車特例は見直しの上2年間延長(ただし、4月のみ従前の制度による)</p> <p>自動車取得税のクリーンディーゼル乗用車に対する特例措置の創設(平成20年5月1日～平成22年3月31日)</p>	<p>自動車取得税の用途制限を廃止（一般財源化）</p> <p>自動車取得税の各特例措置は、新車新規登録車両の取得について見直しの上、平成24年3月31日まで延長</p> <p><特例措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・低公害車に対する特例措置 ・低燃費車特例措置 ・環境性能に優れた大型ディーゼル車特例措置 ・クリーンディーゼル乗用車に対する特例措置

22	23	24	25
<p>グリーン化税制(見直しの上2年間延長)</p> <p>・軽課措置 平成22年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○プラグインハイブリッド自動車 ○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75%NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10%NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね50%軽課</p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成23年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成23年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○プラグインハイブリッド自動車 ○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75%NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10%NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね50%軽課</p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成24年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成23～25年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制(見直しの上2年間延長)</p> <p>・軽課措置 平成24年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下、12t超 平成21年排出ガス規制NOx10%低減 車両総重量3.5t超12t以下 平成22年排出ガス規制NOx10%低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成27年度燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 通常税率の概ね50%軽課</p> <p>○平成27年度燃費基準達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 通常税率の概ね25%軽課</p> <p>・重課措置 平成25年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成23～25年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成25年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下、12t超 平成21年排出ガス規制NOx10%低減 車両総重量3.5t超12t以下 平成22年排出ガス規制NOx10%低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成27年度燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 通常税率の概ね50%軽課</p> <p>○平成27年度燃費基準達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 通常税率の概ね25%軽課</p> <p>・重課措置 平成26年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成23～25年度 非課税)</p>
<p>10年間の暫定税率を廃止 ただし、当分の間、現在の税率水準を維持</p> <p>原油価格の異常な高騰が続いた場合には、本則税率を上回る部分(特例税率)の課税を停止する。 (通称「トリガー条項」)</p>	<p>原油価格の異常な高騰が続いた場合に、本則税率を上回る部分(特例税率)の課税を停止する(通称「トリガー条項」)の適用を当分の間停止する。 (平成23年4月27日施行)</p>	<p>課税免除の特例措置の延長 次の業種を除き、適用期限を平成27年3月31日まで延長。 【廃止業種】 電気通信事業、放送事業、建設用粘土製品製造業、鉄鋼業、自動車教習所業、ゴルフ場業</p>	
<p>自動車取得税の低燃費車特例 ・新車新規登録以外の取得に係る特例適用期間を2年延長 ・一定のバス・トラックに対する新たな特例を創設</p> <p>環境性能に優れた大型ディーゼル車特例 ・一定のバス・トラックに対する新たな特例を創設 ・新車新規登録以外の取得に係る特例適用期間を設定</p> <p>クリーンディーゼル乗用車特例 ・新車新規登録以外の取得に係る特例適用期間を5ヶ月延長</p>	<p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車(平成26年3月31日までに取得)に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)</p>	<p>自動車取得税の特例措置は、対象を見直しの上、平成27年3月31日まで延長 <特例措置> ・環境性能に優れた自動車 ・低燃費低排出ガス認定車 ・リアフリー車両に対する特例を創設 ・衝突被害軽減ブレーキ搭載トラックに対する特例を創設</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車(平成26年3月31日までに取得)に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)</p>	<p>自動車取得税の特例措置 ・衝突被害軽減ブレーキ搭載自動車に対する特例にバス等を追加</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車(平成26年3月31日までに取得)に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)</p>

26	27	28
<p>グリーン化税制(見直しの上2年間延長)</p> <p>・軽課措置 平成26年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下、12t超 平成21年排出ガス規制 NOx10%低減 車両総重量3.5t超12t以下 平成22年排出ガス規制 NOx10%低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成27年度燃費基準+20%達成車(平成32年度燃費基準達成車に限る)かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 通常税率の概ね75%軽課</p> <p>○平成27年度燃費基準+10%達成または+20%達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 通常税率の概ね50%軽課</p> <p>・重課措置 平成27年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 通常税率の概ね15%重課</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置を2年延長(平成26~28年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成27年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下、12t超 平成21年排出ガス規制 NOx10%低減 車両総重量3.5t超12t以下 平成22年排出ガス規制 NOx10%低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成27年度燃費基準+20%達成車(平成32年度燃費基準達成車に限る)かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 通常税率の概ね75%軽課</p> <p>○平成27年度燃費基準+10%達成または+20%達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 通常税率の概ね50%軽課</p> <p>・重課措置 平成28年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 通常税率の概ね15%重課</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成26~28年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成28年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下、12t超 平成21年排出ガス規制 NOx10%低減 車両総重量3.5t超12t以下 平成22年排出ガス規制 NOx10%低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成32年度燃費基準+10%達成車かつ17年排出ガス規制75%低減車 通常税率の概ね75%軽課</p> <p>○平成27年度燃費基準+20%達成車かつ17年排出ガス規制75%低減車 通常税率の概ね50%軽課</p> <p>・重課措置 平成29年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 通常税率の概ね15%重課</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置を3年延長(平成28~31年度 非課税)</p>
	<p>課税免除の特例措置の延長 次の業種を除き、適用期限を平成30年3月31日まで延長。 【廃止業種】 海上保安庁の航路標識、警察の電気通信設備、消防の電気通信設備、陶磁器製造業</p>	
<p>自動車取得税の税率引き下げ ・軽自動車…2% ・軽自動車以外の営業用自動車…2% ・軽自動車以外の家用自動車…3%</p> <p>自動車取得税の低燃費車特例のうち新車新規登録に係る特例措置を拡充</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)を2年延長(平成28年3月31日までに取得)</p> <p>狩猟税の軽減措置拡充(平成31年3月31日まで)</p> <p>地方消費税 税率 消費税額の17/63</p>	<p>自動車取得税の特例措置は、対象を見直しの上、平成29年3月31日まで延長 <特例措置> ・環境性能に優れた自動車 ・低燃費低排出ガス認定車 ・リアフリー車両に対する特例 ・衝突被害軽減ブレーキ搭載トラック・バス等に対する特例に、車両安定性制御装置搭載トラック・バス等を追加</p>	<p>環境性能に優れた大型ディーゼル車特例 ・7.5t超のバス・トラックに対する区分を創設</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)を1年延長(平成29年3月31日までに取得)</p>

29	30	元	2
<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成 29 年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度 1 年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量 3.5 t 以下 平成 30 年排出ガス規制達成 車両総重量 12 t 超 平成 21 年排出ガス規制 NOx10% 低減 車両総重量 3.5 t 超 12 t 以下 平成 22 年排出ガス規制 NOx10% 低減</p> <p>○クリーンディーゼル乗用車 ○平成 32 年度燃費基準+30%達成車かつ 30 年排出ガス規制 50%軽減または 17 年排出ガス規制 75%低減車 通常税率の概ね 75%軽減</p> <p>○平成 32 年度燃費基準+10%達成車かつ 30 年排出ガス規制 50%軽減または 17 年排出ガス規制 75%低減車 通常税率の概ね 50%軽減</p> <p>・重課措置 平成 30 年 3 月 31 日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 通常税率の概ね 10%重課</p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 通常税率の概ね 15%重課</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成 30 年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度 1 年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量 3.5 t 以下 平成 30 年排出ガス規制達成 車両総重量 12 t 超 平成 21 年排出ガス規制 NOx10% 低減 車両総重量 3.5 t 超 12 t 以下 平成 22 年排出ガス規制 NOx10% 低減</p> <p>○クリーンディーゼル乗用車 ○平成 32 年度燃費基準+30%達成車かつ 30 年排出ガス規制 50%軽減または 17 年排出ガス規制 75%低減車 通常税率の概ね 75%軽減</p> <p>○平成 32 年度燃費基準+10%達成車かつ 30 年排出ガス規制 50%軽減または 17 年排出ガス規制 75%低減車 通常税率の概ね 50%軽減</p> <p>・重課措置 平成 31 年 3 月 31 日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 通常税率の概ね 10%重課</p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 通常税率の概ね 15%重課</p>	<p>令和元年 10 月 1 日から自動車税に環境性能割が導入、現行の自動車税は自動車税の種別割に変更</p> <p>(環境性能割)</p> <p>・税率 自動車の燃費性能等に応じて自家用は非課税から 3%、営業用は非課税から 2%の税率を適用</p> <p>・税率の臨時的軽減 令和元年 10 月から令和 2 年 9 月までに登録される自家用乗用車については、税率が 1%軽減</p> <p>・課税標準の特例 バリアフリー車両及び先進安全自動車の取得に対する軽減措置</p> <p>(種別割)</p> <p>・税率の引下げ 令和元年 10 月 1 日以後に初回新規登録を受けた自家用の乗用車から適用 (キャンピング車含む)</p> <p>・グリーン化税制 令和 3 年 3 月 31 日までに新車新規登録された環境負荷の小さい自動車は、取得した翌年度の自動車税が軽減 環境負荷の大きい自動車 (初回新規登録から一定期間経過した自動車) は税率上乘せ</p> <p>(軽自動車税環境性能割)</p> <p>・市町の税金であるが、当分の間、県が賦課徴収を行い、納付された軽自動車税環境性能割は、納付のあった翌々月に市町に払い込む。</p>	<p>(環境性能割)</p> <p>・税率の臨時的軽減 令和 2 年 10 月から令和 3 年 3 月までに登録される自家用乗用車については、税率が 1%軽減</p>
	<p>課税免除の特例措置の延長 次の業種を除き、適用期限を平成 33 年 3 月 31 日まで延長。</p> <p>【縮減業種】 電気供給業(対象用途のうち、ガスタービン発電装置の動力源の用途を除外)</p> <p>【廃止業種】 地熱資源開発事業</p>		<p>次の業種に係る課税免除の特例措置を廃止</p> <p>【廃止業種】 電気供給業(汽力発電装置の助燃の用途)</p>
<p>自動車取得税の特例措置は、対象を見直しの上、平成 31 年 3 月 31 日まで延長<特例措置></p> <p>・車線逸脱警報装置搭載車をバス等に追加</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)を 2 年延長(平成 31 年 3 月 31 日までに取得)</p>	<p>自動車取得税の免税点は、15 万円を 50 万円としている措置を平成 31 年 9 月 30 日まで延長</p> <p>自動車取得税の先進安全自動車特例のうち新車新規登録に係る特例措置を拡充</p>	<p>地方消費税 (10 月 1 日から)</p> <p>・標準税率 2.2% (消費税額の 22/78)</p> <p>・軽減税率 1.76% (消費税額の 176/624)</p> <p>自動車取得税は廃止(令和元年 9 月 30 日)</p> <p>狩猟税の軽減措置拡充(令和 6 年 3 月 31 日まで)</p>	

3	4	5	6	
<p>(環境性能割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税率の臨時的軽減 令和3年4月から令和3年12月までに登録される 自家用乗用車については、税率が1%軽減 ・課税標準の特例 バリアフリー車両及び先進安全自動車(ASV車)の 取得に対する軽減措置の拡充 	<p>(環境性能割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クリーンディーゼル乗 用車の税率変更 非課税となる場合の 燃費基準を設定 	<p>(環境性能割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年1月1 日から軽減税率 適用の範囲を変 更 		自動車税
<p>課税免除の特例措置の延長 次の業種を除き、適用期限を令和6年3月31日まで 延長。</p> <p>【縮減業種】 鉱さい・ガラス製造業(適用対象を中小事業者等に限定) 廃棄物処理事業(産業廃棄物処分業者及び特別管理 産業廃棄物処分業者について、適用対象を中小事業者 等に限定) 木材加工業(適用対象から木材注葉業を営む者を除外)</p>			<p>課税免除の特例措置の延長 次の業種を除き、適用期限を令和9年3 月31日まで延長。</p> <p>【縮減業種】 専らレクリエーションの用(レクリエーショ ンに関する事業用以外)に供する船舶に係 る課税免除は令和7年3月31日をもっ て廃止。</p>	軽油引取税
			狩猟税の軽減措置拡充(令和11年3月 31日まで)	その他

2 特例条例に関すること

○ 法人の県民税の特例に関する条例（昭和 50 年広島県条例第 9 号）

1 趣 旨

県民の健康と福祉の増進に資する大規模社会福祉施設等（老人福祉団地、障害者療育支援センター、身体障害者リハビリテーションセンター等）の建設資金に充てる財源を確保することを目的とするものである。

2 内 容

(1) 税 率

令和 2 年 4 月 1 日以後 5 年以内に開始する各事業年度分の法人税割並びに同期内に解散又は合併した法人の清算所得に対する法人税割に係る法人税割の税率を 100 分の 1.8 とする。

（令和 2 年 2 月議会において 5 年間延長）

(2) 中小法人に対する軽減

次のア～ウのいずれかに該当する法人の各事業年度分の法人税割については、税額から 1.8 分の 0.8 を控除する。

ア 資本金額若しくは出資金額が 2,000 万円以下の法人又は資本金額若しくは出資金額を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）

イ 法人でない社団又は財団

ウ 課税標準となる法人税額が年 1,000 万円以下の法人

(3) 施行期日

昭和 50 年 4 月 1 日

（最終改正の施行期日：令和 4 年 4 月 1 日）

（参 考）

大規模社会福祉施設等建設基金条例

昭和 50 年 3 月 13 日条例第 11 号

最終改正：平成 23 年 3 月 14 日条例第 12 号

（設置）

第 1 条 大規模な社会福祉施設、医療施設、保健休養施設等（以下「大規模社会福祉施設等」という。）の建設に要する経費の財源に充てるため、大規模社会福祉施設等建設基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は、次に掲げる金額の合算額とし、予算で定める。

- 一 法人の県民税の特例に関する条例（昭和 50 年広島県条例第 9 号）に基づいて課税することにより、広島県税条例（昭和 29 年広島県条例第 16 号）に基づいて課税した場合より増加した県税収入に相当する金額
- 二 大規模社会福祉施設等の建設資金として受納した寄附金の額に相当する金額
- 三 その他知事が必要と認める金額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第6条 知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第2条第1項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

○ ひろしまの森づくり県民税条例（平成 18 年広島県条例第 58 号）

1 趣 旨

県民全体が享受している県土の保全や水源のかん養などの森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、県民に広く薄く負担をお願いし、県民共有の財産である森林を県民全体で守り育てる事業を推進することを目的とするものである。

2 内 容

(1) 課税方法

納税義務者は、県内に住所等を有する個人及び事務所等を有する法人。

課税方式は、個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税方式。

(2) 税 率

県民税均等割に、次のとおり加算する。

○個人：年額 500 円（均等割額に加算）

○法人：年額 現行の均等割額の 5 %相当額

法人の区分	ひろしまの森づくり県民税	現 行 の均等割額
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共法人及び公益法人等 ・ 人格のない社団等 ・ 資本金の額又は出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社は除く） ・ 一般社団法人（非営利型法人は除く）及び一般財団法人（非営利型法人は除く）※ ・ 資本金等の額が 1 千万円以下の法人 	1,000 円	20,000 円
資本金等の額が 1 千万円超～ 1 億円以下	2,500 円	50,000 円
資本金等の額が 1 億円超～ 10 億円以下	6,500 円	130,000 円
資本金等の額が 10 億円超～ 50 億円以下	27,000 円	540,000 円
資本金等の額が 50 億円超	40,000 円	800,000 円

※一般社団法人（非営利型法人は除く）及び一般財団法人（非営利型法人は除く）については、平成 20 年 12 月 1 日以降に開始する事業年度から適用。

(3) 課税期間

個人…平成 19 年度分～令和 8 年度分

法人…平成 19 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日の間に開始する事業年度分

（令和 4 年 2 月議会において 5 年間延長）

(4) 税収の用途

「ひろしまの森づくり基金」を設置し、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させ、県民の誰もが心身ともに豊かな暮らしを享受できる森林環境の実現に向け、取組を実施。

○整備の必要性が高い森林の再生…人工林対策、里山林対策、森林病虫害被害対策

○森林資源の利用促進…住宅分野での県産材の利用拡大

○新たな森の守り手の育成…小規模林業経営や地域住民・森林保全活動団体の育成

○県民理解の促進…普及啓発、森林・林業体験への支援など

(5) 施行期日

平成 19 年 4 月 1 日

（最終改正の施行期日：令和 4 年 4 月 1 日）

(参 考)

ひろしまの森づくり基金条例

平成 18 年 12 月 26 日条例第 62 号

(設置)

第 1 条 県土の保全、水源のかん養等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識の下に、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的とし、森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに緑豊かな県土の形成に資する施策に要する経費の財源に充てるため、ひろしまの森づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

2 ひろしまの森づくり県民税条例（平成18年広島県条例第58号）第 2 条及び第 3 条第 1 項の規定による加算額に係る収納額に相当する額は、この基金に積み立てる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

(処分)

第 5 条 基金は、第1条の施策に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用等)

第 6 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第 7 条 知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第 2 条第 2 項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第 2 条第 2 項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第 2 条第 1 項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第 2 条第 1 項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第49条第 2 項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第 2 項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

3 法定外税に関すること

○ 広島県産業廃棄物埋立税条例（平成 14 年広島県条例第 26 号）

1 制定の理由

産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てることを目的とした産業廃棄物埋立税を新設するため、この条例を制定する。

2 条例の内容

(1) 課税の根拠（第 1 条）

地方税法の規定に基づき、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として、産業廃棄物埋立税を課する。

(2) 納税義務者（第 3 条）

産業廃棄物を排出する事業者（中間処理業者を含む）

(3) 課税対象（第 3 条）

県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入

(4) 課税免除（第 4 条）

排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自らが有する最終処分場において処分（自社処分）するための搬入は課税免除とする。（他者の産業廃棄物を中間処理後に自社処分するものは除く。）

(5) 課税標準（第 5 条）

最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

(6) 税率（第 6 条）

1 トンにつき千円

(7) 徴収の方法（第 7 条）

特別徴収とする。ただし、他者の産業廃棄物を中間処理後に自社処分するための搬入については申告納付とする。

(8) 特別徴収義務者（第 8 条）

県内の最終処分業者

(9) 税収の用途（第 24 条）

産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てる。

3 条例の施行日及び失効日

(1) 施行期日

平成 15 年 4 月 1 日

（最終改正の施行期日：令和 4 年 10 月 6 日）

(2) 失効

施行日から起算して 25 年を経過した日に効力を失う。

（令和 4 年 9 月議会において、5 年間延長）

(参考1)

広島県産業廃棄物抑制基金条例

平成15年3月14日広島県条例第2号

最終改正：平成24年10月10日条例第57号

(設置)

第1条 産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に必要な経費の財源に充てるため、広島県産業廃棄物抑制基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

2 県に納入又は納付された産業廃棄物埋立税額から産業廃棄物埋立税の賦課徴収に要する費用を控除した額は、この基金に積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の施策に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用等)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第7条 知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第2条第1項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(参考2)

法定外税の実施状況

(1) 法定外普通税

令和6年1月現在

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考	
北海道	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入 ②発電用原子炉を設置して行う発電事業	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 ②発電用原子炉の熱出力	発電用原子炉の設置者	申告納付	①100分の8.5 ②37,750円/千Kw(3ヶ月)	昭和63年9月1日施行	
石川						①100分の8.5 ②34,900円/千Kw(3ヶ月)	平成4年10月8日施行	
静岡						①100分の8.5 ②29,500円/千kW(3ヶ月)	昭和55年4月1日施行	
新潟						①100分の4.5 ②48,450円/千kW(3ヶ月)	昭和59年11月15日施行	
鹿児島						①100分の8.5 ②54,150円/千Kw(3ヶ月)	昭和58年6月1日施行	
宮城		①発電用原子炉への核燃料の挿入 ②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 ②発電用原子炉の熱出力				①100分の8.5 ②22,300円/千kW(3か月)(廃止措置中は11,150円/千kW(3か月))	昭和58年6月21日施行
島根							①100分の8.5 ②41,100円/千kW(3ヶ月)(発電用原子炉が認可を受けた廃止措置計画に係るものである場合は63,000円/千kW(3ヶ月))	昭和55年4月1日施行
愛媛		①発電用原子炉への核燃料の挿入 ②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 ③発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 ②発電用原子炉の熱出力 ③使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量				①100分の8.5 ②44,000円/千Kw(3ヶ月)(廃止措置計画の認可後は22,000円/千kW(3ヶ月)) ③500円/kg	昭和54年1月16日施行
佐賀							①100分の8.5 ②46,000円/千kW(3ヶ月)(廃止措置計画の認可日の翌月以降23,000円/千kW(3ヶ月)) ③500円/kg	昭和54年4月1日施行
福井							①100分の8.5 ②51,200円/千kW(3ヶ月)(廃止措置中は2分の1) ③375円/kg(3ヶ月)	昭和51年11月10日施行

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
青森	核燃料物質等取扱税	①ウランの濃縮 ②原子炉の設置 ③原子炉への核燃料の挿入 ④使用済燃料の受入れ ⑤使用済燃料の貯蔵 ⑥廃棄物の埋設 ⑦廃棄物の管理	①製品ウランの重量 ②発電用原子炉の熱出力 ③原子炉に挿入した核燃料の価額 ④受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑤使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑥廃棄物埋設に係る廃棄物に係る容器の容量 ⑦ガラス固化体の容器の数量	①加工事業者 ②原子炉設置者 ③原子炉設置者 ④再処理事業者 ⑤再処理事業者 ⑥廃棄物埋設事業者 ⑦廃棄物管理事業者	申告納付	①36,500円/kg ②38,250円/千kw(3ヵ月) ③核燃料価額の100分の8.5 ④19,400円/kg ⑤1,300円/kg (当面の間8,300円/kg) ⑥52,400円/m ³ ⑦1,614,600円/本	平成3年9月28日施行
茨城	核燃料等取扱税	①原子炉の設置 ②原子炉への核燃料の挿入 ③使用済燃料の受入れ ④使用済燃料の保管 ⑤高放射性廃液の保管 ⑥ガラス固化体の保管 ⑦プルトニウムの保管 ⑧放射性廃棄物の発生 ⑨放射性廃棄物の保管	①原子炉の熱出力 ②原子炉に挿入した核燃料の価額 ③受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ④使用済燃料の保管に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑤高放射性廃液の数量 ⑥ガラス固化体の容器の数量 ⑦プルトニウムの重量 ⑧放射性廃棄物の容器の容量 ⑨放射性廃棄物の容器の容量	①原子炉設置者 ②原子炉設置者 ③再処理事業者 ④再処理事業者 ⑤再処理事業者 ⑥再処理事業者 ⑦原子力事業者 ⑧原子力事業者 ⑨原子力事業者	申告納付	①30,500円/千kw(3ヶ月) ②核燃料価額の100分の8.5 ③60,100円/kg ④1,500円/kg ⑤1,594,000円/m ³ ⑥1,219,000円/本 ⑦5,100円/kg ⑧106,000円/m ³ ⑨5,100円/m ³	昭和53年10月18日施行
沖縄	石油価格調整税	揮発油の販売	揮発油の販売に係る数量から規則で定める欠減数量を控除した数量	揮発油の精製業者又は輸入業者その他これらに類する者のうち県内において揮発油の販売を業とするもので知事が指定するもの(元売業者)	申告納付	1,500円/kl	【施行期日】 昭和47年6月1日

(2) 法定外目的税

令和6年1月現在

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
三重	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	①最終処分場への搬入: 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入: 当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/トン	【免税点】 年間搬入量1,000トン未満の場合 【課税免除】 再生施設への搬入 【施行期日】 平成14年4月1日
滋賀							【免税点】 年間搬入量500トン以下の場合 【施行期日】 平成16年1月1日
岡山	産業廃棄物処理税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 (自社処分は申告納付)	1,000円/トン	【施行期日】 平成15年4月1日
広島	産業廃棄物埋立税				特別徴収 ※申告納付	1,000円/トン	※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合 【課税免除】 ・排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自社処分する場合 ・公益上その他の事由により課税が不適当なものとして知事が別に定めるもの 【施行期日】 平成15年4月1日
鳥取	産業廃棄物処分場税						※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合 【非課税・課税免除】 ・排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自社処分する場合 ・その他知事が別に定めるもの (下水処理汚泥等) 【施行期日】 平成15年4月1日
青森	産業廃棄物税			・最終処分業者へ産業廃棄物の最終処分を委託した者 ・自らその産業廃棄物の最終処分を行う者	特別徴収 (自社処分は申告納付)		【非課税】 県が供給する工業用水のうち、河川の表流水を原水により供給しているものから発生する汚泥を自社処理する場合 【施行期日】 平成16年1月1日

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
岩手	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 (自社処分は申告納付)	1,000 円/トン	【施行期日】 平成 16 年 1 月 1 日
秋田						1,000 円/トン (公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入については 250 円/トン)	【施行期日】 平成 16 年 1 月 1 日
奈良						1,000 円/トン	【施行期日】 平成 16 年 4 月 1 日
山口					特別徴収 ※申告納付	※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合 【課税免除】 排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自社処分する場合 【施行期日】 平成 16 年 4 月 1 日	
新潟					特別徴収 (自社処分は申告納付)	【施行期日】 平成 16 年 4 月 1 日	
京都						【施行期日】 平成 17 年 4 月 1 日	
宮城						【施行期日】 平成 17 年 4 月 1 日	
熊本						【施行期日】 平成 17 年 4 月 1 日	
島根						産業廃棄物 減量税	【施行期日】 平成 17 年 4 月 1 日
福島						産業廃棄物税	1,000 円/トン 自社処分の場合は 1/2、年間搬入量 10,000 トン超の部分は 1/2
愛知	1,000 円/トン 自社処分の場合は 500 円/トン	【施行期日】 平成 18 年 4 月 1 日					
沖縄	1,000 円/トン	【課税免除】 ・最終処分場が所在しない離島において、島内で発生した産業廃棄物を市町村が設置する最終処分場へ搬入する場合 ・公益上その他の事由により課税することが適当でない搬入 【施行期日】 平成 18 年 4 月 1 日					

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考	
北海道	循環資源利用促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者	特別徴収 (自社処分は申告納付)	1,000円/トン	【施行期日】 平成18年10月1日	
山形	産業廃棄物税			最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者			【施行期日】 平成18年10月1日	
愛媛	資源循環促進税			特別徴収 (自社処分及び設置費用を負担した最終処分場での処分は申告納付)	1,000円/トン (自社処分：500円/トン、設置費用を負担した最終処分場で処分する場合は750円/トン)	【施行期日】 平成19年4月1日		
福岡	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 (自社処分は申告納付)	焼却施設：800円/トン 最終処分場：1,000円/トン	【施行期日】 平成17年4月1日	
佐賀								
長崎								
大分								
鹿児島								
宮崎								
東京	宿泊税	ホテル・旅館への宿泊	ホテル・旅館への宿泊数	ホテル・旅館の宿泊者	特別徴収	1人1泊についての宿泊料が 1万円以上1万5千円未満：100円 1万5千円以上：200円	【免税点】 宿泊料金1人1泊1万円未満の宿泊 【施行期日】 平成14年10月1日	
大阪		ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊及び住宅宿泊事業に係る施設への宿泊行為	ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊又は住宅宿泊事業法に係る施設における宿泊数	ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊又は住宅宿泊事業法に係る施設における宿泊者			1人1泊についての宿泊料が 7千円以上1万5千円未満：100円 1万5千円以上2万円未満：200円 2万円以上：300円	【免税点】 宿泊料金1人1泊7千円未満の宿泊 【施行期日】 平成29年1月1日
福岡		一定の宿泊施設への宿泊行為	宿泊施設における宿泊数	宿泊施設における宿泊者			1人1泊につき200円 ※宿泊に対して税を課す市町村内の宿泊施設への宿泊については、1人1泊につき100円 ※上記に関わらず、北九州市内及び福岡市内の宿泊施設における宿泊に係る宿泊税の税率は1人1泊につき50円	【施行期日】 令和2年4月1日

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
岐阜	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車を運転して自ら入り込む行為又は他人を入り込ませる行為	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者	特別徴収 (シャトルバス、路線バス等については月毎の申告納付)	○乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗合用バス以外 3,000円/回 ・一般乗合用バス 2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車 1,500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車 300円/回	【課税免除】 緊急車両等 【施行期日】 平成15年4月1日

4 税目別納期限等一覧表

令和6年4月1日現在

税 目	賦 課 期 日	納 期	徴 収 方 法
個人県民税	1月1日	市町村民税と同じ	普通徴収又は特別徴収
法人県民税	なし	(1) 確定申告(法人税と同じ) 各事業年度又は計算期間終了の日の翌日から2月以内(申告期限の延長を認められた場合はその延長月数(6月を超えない範囲内の月数)の期間内) (2) 中間申告 事業年度又は計算期間が6月を超える場合は、当該事業年度又は計算期間開始の日以後6月を経過した日から2月以内 (3) 清算中の法人 イ 各事業年度の終了の日の翌日から2月以内 ロ 残余の財産確定の日の翌日から1月以内 (4) 地方税法第53条第31項に掲げる(均等割のみを課される)公共法人等 4月30日まで	申告納付
県民税利子割	なし	当月分を翌月10日まで	特別徴収(申告納入)
県民税配当割	なし	当月分を翌月10日まで(源泉徴収選択口座内配当等については、特別徴収した日の属する年の翌年の1月10日まで)	特別徴収(申告納入)
県民税株式等譲渡所得割	なし	当年分を翌年1月10日まで(年の中途において源泉徴収口座の廃止届出書の提出等があった場合には、提出等があった日の属する月の翌月10日まで)	特別徴収(申告納入)
個人事業税	なし	第1期 8月15日から同月31日まで 第2期 10月15日から同月31日まで	普通徴収
法人事業税	なし	(1) 確定申告 各事業年度又は計算期間終了の日の翌日から2月以内(申告期限の延長を認められた場合はその延長月数(6月を超えない範囲内の月数)の期間内) (2) 中間申告 事業年度又は計算期間が6月を超えるものは、当該事業年度又は計算期間開始の日から6月を経過した日から2月以内 (3) 清算中の法人 イ 各事業年度終了の日の翌日から2月以内 ロ 残余財産確定の日の翌日から1月以内	申告納付
地方消費税譲渡割	なし	(1) 中間申告 消費税法に規定する当該申告書の提出期限 (2) 確定申告 消費税法に規定する当該申告書の提出期限 ※ 当分の間、国(税務署)が、消費税の賦課徴収の例により行う	申告納付
地方消費税貨物割	なし	消費税法に規定する当該申告書の提出期限 ※ 消費税の申告と併せ、国(税関長)に納付	申告納付

税 目	賦 課 期 日	納 期	徴 収 方 法
不動産取得税	随時	納税通知書に定める日	普通徴収
県たばこ税	なし	当月分を翌月末日まで	申告納付 普通徴収
ゴルフ場利用税	なし	当月分を翌月 15 日まで	特別徴収（申告納入）
自動車税種別割	4 月 1 日	(1) 5 月 15 日から同月 31 日まで (2) 道路運送車両法第 7 条、第 12 条又は第 13 条の規定による登録申請があった自動車について、地方税法第 177 条の 11 第 3 項に規定する期間内に納税義務が発生した場合に限り、当該申請の日	普通徴収 証紙徴収
鉦区税	4 月 1 日	5 月 15 日から同月 31 日まで	普通徴収
自動車税環境性能割	なし	(1) 新規登録検査または使用の届出がされる自動車の取得については、登録検査または届出の時 (2) 登録（届出）自動車に所有者の変更があった場合、使用者の変更により自動車検査証等の記入を受ける場合またはその他の事由による場合の自動車の取得については、当該事由のあった日から 15 日以内 〔その日前に当該登録等を受けたときは、〕 当該登録等の日	申告納付（証紙）
軽油引取税	なし	当月分を翌月末日まで 〔元売業者及び特約業者以外の者が、軽油を輸入する場合は、輸入の時まで〕	特別徴収（申告納入） 申告納付 普通徴収
狩猟税	狩猟者の登録を受ける日	狩猟者の登録を受ける日	証紙徴収 普通徴収
産業廃棄物埋立税	なし	(1) 1 月 1 日から 3 月 31 日までの税額 4 月末日まで (2) 4 月 1 日から 6 月 30 日までの税額 7 月末日まで (3) 7 月 1 日から 9 月 30 日までの税額 10 月末日まで (4) 10 月 1 日から 12 月 31 日までの税額 翌年の 1 月末日まで	特別徴収（申告納入） 申告納付

5 令和5年度都道府県税決算(見込)額調

(出典元:地方行財政調査会「2023年度都道府県税決算見込額調(出納閉鎖日現在)」)

(単位:千円、%)

都道府県名	予 算 額		調 定 額		収 入 額		収 入 率	
	税 額	前年度比	税 額	前年度比	税 額	前年度比	5年度	4年度
北海道	650,894,676	100.8	658,735,373	100.4	650,980,567	100.3	98.8	98.9
青森	146,755,066	100.2	148,628,491	100.3	147,377,075	100.3	99.2	99.1
岩手	128,879,000	97.7	130,860,022	98.3	129,376,511	98.3	98.9	98.9
宮城	313,559,000	100.2	316,772,087	100.3	313,881,017	100.2	99.1	99.1
秋田	97,718,619	97.6	98,562,687	97.6	97,543,635	97.6	99.0	98.9
山形	116,900,000	101.8	118,469,792	101.9	117,391,511	101.9	99.1	99.1
福島	251,149,574	102.7	255,084,132	102.7	251,377,264	102.7	98.5	98.6
茨城	423,782,625	100.2	433,298,405	101.8	428,802,738	101.8	99.0	99.0
栃木	260,000,000	100.4	262,917,067	100.2	260,169,088	100.3	99.0	98.9
群馬	270,000,000	103.8	275,206,077	103.4	272,507,512	103.5	99.0	99.0
埼玉	831,800,000	101.4	848,231,284	101.8	838,855,897	101.9	98.9	98.8
千葉	1,272,204,000	97.5	1,287,487,832	98.2	1,275,888,633	98.2	99.1	99.1
東京都	4,986,153,775	100.4	4,985,757,377	100.3	4,952,775,896	100.4	99.3	99.2
神奈川県	1,358,120,522	102.2	1,373,779,052	102.8	1,361,203,523	102.8	99.1	99.1
新潟	280,833,000	98.8	282,822,917	98.9	281,097,267	98.8	99.4	99.4
富山	150,000,000	96.3	154,245,901	97.3	152,143,206	97.2	98.6	98.7
石川	162,271,756	100.7	165,202,093	100.9	163,101,334	100.8	98.7	98.8
福井	132,142,600	99.6	134,972,760	99.9	133,992,098	99.9	99.3	99.2
山梨	100,296,072	98.5	101,484,471	99.1	100,722,236	99.1	99.2	99.3
長野	249,036,579	101.1	251,810,723	101.4	250,247,897	101.5	99.4	99.4
岐阜	259,600,000	100.7	268,051,504	102.1	264,069,977	102.1	98.5	98.5
静岡県	494,600,000	100.9	500,997,504	99.8	496,985,496	99.9	99.2	99.2
愛知県	1,313,500,000	102.3	1,335,994,512	102.3	1,324,470,054	102.3	99.1	99.2
三重	289,158,000	104.6	296,739,425	104.6	294,155,631	104.7	99.1	99.0
滋賀	183,248,500	100.1	188,372,483	100.7	185,802,822	100.9	98.6	98.4
京都	293,125,000	101.0	297,436,190	100.6	294,358,463	100.6	99.0	98.9
大阪	1,685,072,000	102.3	1,702,379,710	102.3	1,691,813,508	102.3	99.4	99.4
兵庫県	827,308,653	100.1	838,289,029	100.2	831,344,084	100.2	99.2	99.1
奈良	127,190,000	101.3	129,582,483	101.5	127,795,134	101.6	98.6	98.5
和歌山	102,701,400	100.4	104,865,648	100.2	103,984,979	100.2	99.2	99.2
鳥取	58,074,797	102.0	58,404,538	101.6	57,901,908	101.5	99.1	99.2
島根	81,910,639	108.2	83,255,902	108.4	82,816,207	108.6	99.5	99.3
岡山	263,272,350	96.4	265,632,856	96.2	263,403,631	96.1	99.2	99.2
広島	320,062,000	94.0	327,649,565	95.3	323,536,232	95.3	98.7	98.8
山口	191,631,319	93.0	201,152,064	96.6	199,534,664	96.6	99.2	99.2
徳島	84,000,000	100.0	86,891,319	101.2	86,243,526	101.3	99.3	99.2
香川	130,659,011	101.9	133,941,918	102.8	132,831,401	102.9	99.2	99.1
愛媛	171,700,000	103.5	172,774,256	102.7	171,701,121	102.6	99.4	99.5
高知	68,506,345	99.8	68,581,477	98.7	68,048,571	98.8	99.2	99.2
福岡	746,029,321	102.2	757,741,603	102.0	750,055,449	102.1	99.0	98.9
佐賀	97,806,000	101.5	99,892,112	101.2	99,030,450	101.1	99.1	99.2
長崎	134,441,033	98.9	135,925,327	99.0	134,681,041	99.0	99.1	99.1
熊本	164,670,287	97.7	171,425,346	100.3	169,472,761	100.2	98.9	99.0
大分	146,000,000	102.2	147,190,935	101.2	146,344,962	101.2	99.4	99.4
宮崎	109,100,000	99.8	111,321,982	100.0	110,261,202	100.0	99.0	99.1
鹿児島	161,704,432	101.1	164,737,328	101.5	163,200,342	101.4	99.1	99.1
沖縄	151,555,446	103.9	155,109,863	104.3	153,060,198	104.5	98.7	98.5
合 計	20,839,123,397	100.6	21,088,665,422	100.8	20,906,338,719	100.8	99.1	99.1

(注) 予算額は最終予算額である。

(単位:千円、%)

都道府県名	税目	個人県民税(均等割・所得割)			個人県民税(配当割)			個人県民税(株式等譲渡所得割)		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		145,321,618	141,359,084	97.3	3,461,750	3,461,750	100.0	4,006,890	4,006,890	100.0
青森		35,335,855	34,258,497	97.0	628,856	628,856	100.0	670,549	670,549	100.0
岩手		37,221,448	36,334,711	97.6	632,537	632,537	100.0	744,427	744,427	100.0
宮城		63,070,515	60,900,561	96.6	2,106,494	2,106,494	100.0	2,438,865	2,438,865	100.0
秋田		26,883,558	26,203,586	97.5	491,148	491,148	100.0	659,838	659,838	100.0
山形		33,569,853	32,648,189	97.3	709,541	709,541	100.0	866,025	866,025	100.0
福島		63,010,953	60,771,219	96.4	1,610,108	1,610,108	100.0	1,740,755	1,740,755	100.0
茨城		114,192,669	110,797,733	97.0	3,976,892	3,976,892	100.0	4,457,391	4,457,391	100.0
栃木		76,100,128	73,937,106	97.2	2,610,292	2,610,292	100.0	3,025,533	3,025,533	100.0
群馬		72,434,061	70,499,811	97.3	2,639,198	2,639,198	100.0	3,341,098	3,341,098	100.0
埼玉		296,055,691	288,547,005	97.5	12,434,124	12,434,175	100.0	14,480,601	14,480,601	100.0
千葉		271,916,274	262,449,015	96.5	12,375,090	12,375,090	100.0	14,851,776	14,851,776	100.0
東京都		1,004,181,287	981,718,223	97.8	53,758,542	53,758,724	100.0	57,751,784	57,751,784	100.0
神奈川県		333,458,683	325,265,820	97.5	22,875,549	22,875,549	100.0	25,366,652	25,366,652	100.0
新潟		57,443,370	56,165,888	97.8	2,562,846	2,562,846	100.0	2,757,305	2,757,305	100.0
富山		40,222,263	38,858,804	96.6	1,778,727	1,778,727	100.0	1,938,597	1,938,597	100.0
石川		43,459,687	42,008,775	96.7	1,435,398	1,435,398	100.0	1,679,679	1,679,679	100.0
福井		28,926,919	28,232,762	97.6	1,285,427	1,285,427	100.0	1,354,012	1,354,012	100.0
山梨		31,151,837	30,581,334	98.2	1,087,523	1,087,523	100.0	1,254,353	1,254,353	100.0
長野		75,278,376	74,035,895	98.3	2,640,271	2,640,271	100.0	2,630,839	2,630,839	100.0
岐阜		76,151,273	73,299,480	96.3	3,227,112	3,227,112	100.0	3,618,760	3,618,760	100.0
静岡		118,250,917	115,111,491	97.3	6,099,025	6,099,025	100.0	9,872,618	9,872,618	100.0
愛知		300,812,350	292,235,961	97.1	19,831,288	19,831,288	100.0	20,460,690	20,460,690	100.0
三重		70,313,898	68,324,055	97.2	3,369,740	3,369,740	100.0	3,705,028	3,705,028	100.0
滋賀		56,432,124	54,749,647	97.0	2,372,239	2,372,239	100.0	2,610,392	2,610,392	100.0
京都		71,256,755	70,164,931	98.5	5,934,249	5,934,249	100.0	6,048,003	6,048,003	100.0
大阪		291,911,702	284,926,844	97.6	20,199,276	20,199,276	100.0	21,748,000	21,748,000	100.0
兵庫県		199,423,334	194,022,104	97.3	14,587,519	14,587,519	100.0	15,571,264	15,571,264	100.0
奈良		49,888,272	48,706,453	97.6	3,925,997	3,925,997	100.0	4,302,347	4,302,347	100.0
和歌山		29,696,537	28,991,288	97.6	1,758,591	1,758,591	100.0	1,759,591	1,759,591	100.0
鳥取		16,764,400	16,408,287	97.9	630,713	630,713	100.0	731,409	731,409	100.0
島根		21,046,395	20,744,174	98.6	619,685	619,685	100.0	648,782	648,782	100.0
岡山		52,690,917	51,260,370	97.3	3,001,336	3,001,336	100.0	3,283,420	3,283,420	100.0
広島		84,218,628	81,953,729	97.3	4,168,734	4,168,734	100.0	4,594,502	4,594,502	100.0
山口		46,263,584	45,128,397	97.5	1,789,439	1,789,439	100.0	2,000,044	2,000,044	100.0
徳島		23,343,966	22,832,082	97.8	1,624,603	1,624,603	100.0	1,730,357	1,730,357	100.0
香川		33,544,725	32,716,237	97.5	1,798,131	1,798,131	100.0	1,798,433	1,798,433	100.0
愛媛		42,244,988	41,649,061	98.6	1,635,033	1,635,033	100.0	1,976,853	1,976,853	100.0
高知		21,180,190	20,845,859	98.4	701,698	701,698	100.0	780,104	780,104	100.0
福岡		139,328,087	134,650,825	96.6	6,130,262	6,130,262	100.0	7,599,642	7,599,642	100.0
佐賀		25,524,437	24,982,526	97.9	630,177	630,177	100.0	711,159	711,159	100.0
長崎		39,367,411	38,363,587	97.5	958,151	958,151	100.0	1,199,583	1,199,583	100.0
熊本		41,582,712	40,403,317	97.2	1,312,080	1,312,080	100.0	1,651,139	1,651,139	100.0
大分		35,033,842	34,431,491	98.3	945,056	945,056	100.0	1,021,674	1,021,674	100.0
宮崎		31,296,580	30,548,210	97.6	745,702	745,702	100.0	797,588	797,588	100.0
鹿児島		46,048,012	44,928,151	97.6	961,099	961,099	100.0	1,161,415	1,161,415	100.0
沖縄		44,829,227	43,214,045	96.4	663,177	663,177	100.0	880,596	880,596	100.0
合計		4,857,680,308	4,731,166,621	97.4	240,720,425	240,720,658	100.0	268,280,362	268,280,362	100.0

(単位:千円、%)

都道府県名	税目	法人県民税			利子割			個人事業税		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		12,584,160	12,451,256	98.9	376,388	376,388	100.0	6,286,749	5,911,714	94.0
青森		2,422,300	2,412,654	99.6	84,479	84,479	100.0	1,094,504	1,066,800	97.5
岩手		3,113,364	3,102,843	99.7	58,111	58,111	100.0	1,250,357	1,212,335	97.0
宮城		8,355,690	8,304,451	99.4	131,676	131,676	100.0	3,502,180	3,346,726	95.6
秋田		2,176,624	2,168,042	99.6	44,413	44,413	100.0	931,283	919,790	98.8
山形		2,666,611	2,655,719	99.6	58,831	58,831	100.0	1,227,713	1,193,238	97.2
福島		5,565,258	5,493,822	98.7	121,142	121,142	100.0	2,093,465	1,971,817	94.2
茨城		8,736,178	8,675,850	99.3	209,495	209,495	100.0	3,807,124	3,691,340	97.0
栃木		6,044,532	6,026,736	99.7	113,240	113,240	100.0	2,483,953	2,442,912	98.3
群馬		7,311,380	7,295,715	99.8	141,093	141,093	100.0	2,567,644	2,508,259	97.7
埼玉		16,446,238	16,372,056	99.5	682,683	682,684	100.0	15,898,020	15,589,626	98.1
千葉		14,465,397	14,317,654	99.0	876,690	876,690	100.0	9,740,446	9,562,721	98.2
東京都		168,737,058	167,225,091	99.1	10,524,257	10,505,008	99.8	59,931,895	58,662,623	97.9
神奈川県		26,598,464	26,483,692	99.6	938,238	938,238	100.0	21,107,397	20,615,324	97.7
新潟		5,672,186	5,651,507	99.6	116,894	116,894	100.0	2,523,566	2,472,157	98.0
富山		3,456,571	3,431,669	99.3	95,079	95,079	100.0	1,476,583	1,389,038	94.1
石川		4,199,771	4,176,273	99.4	101,703	101,703	100.0	1,956,185	1,840,815	94.1
福井		2,504,444	2,490,490	99.4	63,728	63,728	100.0	1,257,505	1,218,282	96.9
山梨		2,869,340	2,853,949	99.5	61,831	61,831	100.0	1,319,388	1,279,378	97.0
長野		6,298,057	6,277,805	99.7	144,672	144,672	100.0	2,518,664	2,471,305	98.1
岐阜		5,594,332	5,547,427	99.2	169,076	169,076	100.0	3,274,876	3,120,562	95.3
静岡		8,881,232	8,841,871	99.6	391,688	391,688	100.0	6,488,378	6,317,040	97.4
愛知		37,039,800	36,943,330	99.7	962,424	962,424	100.0	15,910,753	15,503,426	97.4
三重		5,701,929	5,685,138	99.7	167,938	167,938	100.0	2,814,729	2,741,571	97.4
滋賀		4,842,265	4,824,622	99.6	165,392	165,392	100.0	1,901,564	1,850,026	97.3
京都		10,249,376	10,136,390	98.9	246,189	246,189	100.0	4,495,131	4,352,688	96.8
大阪		49,167,476	49,085,551	99.8	2,029,585	2,029,585	100.0	18,109,468	17,439,031	96.3
兵庫県		14,795,774	14,729,910	99.6	809,392	801,229	99.0	8,436,007	8,179,034	97.0
奈良		2,323,555	2,302,662	99.1	139,022	139,022	100.0	1,565,572	1,551,671	99.1
和歌山		2,045,286	2,040,024	99.7	88,355	88,355	100.0	1,239,985	1,232,219	99.4
鳥取		1,344,467	1,340,454	99.7	64,268	64,268	100.0	594,296	571,731	96.2
島根		1,803,340	1,795,693	99.6	120,523	120,523	100.0	843,301	801,879	95.1
岡山		5,517,215	5,482,700	99.4	186,612	186,612	100.0	2,229,287	2,142,867	96.1
広島		8,813,257	8,762,236	99.4	333,124	333,124	100.0	4,346,152	4,204,999	96.8
山口		3,598,998	3,585,895	99.6	193,994	193,994	100.0	1,755,326	1,697,148	96.7
徳島		2,534,046	2,528,594	99.8	83,364	83,364	100.0	636,262	621,376	97.7
香川		3,428,951	3,410,257	99.5	120,313	120,313	100.0	1,032,937	1,013,159	98.1
愛媛		4,072,168	4,054,296	99.6	188,430	188,430	100.0	1,457,555	1,418,959	97.4
高知		1,455,931	1,438,925	98.8	122,778	122,778	100.0	889,819	859,861	96.6
福岡		16,072,899	15,912,091	99.0	299,686	299,686	100.0	8,497,073	8,140,105	95.8
佐賀		2,144,833	2,139,544	99.8	53,884	53,884	100.0	1,091,879	1,076,639	98.6
長崎		2,740,965	2,722,711	99.3	78,628	78,628	100.0	1,522,482	1,481,641	97.3
熊本		4,583,173	4,552,902	99.3	79,486	79,486	100.0	2,026,872	1,920,609	94.8
大分		2,979,836	2,962,927	99.4	70,637	70,637	100.0	1,209,226	1,177,968	97.4
宮崎		2,347,178	2,334,058	99.4	35,938	35,938	100.0	1,263,354	1,239,854	98.1
鹿児島		3,463,322	3,443,135	99.4	78,862	78,862	100.0	1,537,361	1,503,589	97.8
沖縄		3,444,219	3,418,427	99.3	51,189	51,189	100.0	2,221,468	2,130,765	95.9
合計		521,209,446	517,889,044	99.4	22,275,420	22,248,009	99.9	240,365,734	233,656,616	97.2

(単位:千円、%)

都道府県名	税目	法人事業税			地方消費税譲渡割			地方消費税貨物割		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		143,004,164	142,407,994	99.6	132,748,576	132,748,576	100.0	44,796,718	44,796,718	100.0
青森		27,305,633	27,272,935	99.9	24,055,971	24,055,971	100.0	3,158,130	3,158,130	100.0
岩手		28,080,715	28,046,058	99.9	22,426,468	22,426,468	100.0	277,323	277,323	100.0
宮城		85,244,885	84,987,543	99.7	58,971,688	58,971,688	100.0	22,107,706	22,107,706	100.0
秋田		22,294,979	22,240,591	99.8	17,830,897	17,830,897	100.0	1,094,189	1,094,189	100.0
山形		26,409,875	26,386,244	99.9	22,679,031	22,679,031	100.0	1,409,296	1,409,296	100.0
福島		68,639,407	68,271,723	99.5	43,454,309	43,454,309	100.0	4,594,387	4,594,387	100.0
茨城		107,692,987	107,398,166	99.7	58,375,068	58,375,068	100.0	30,974,881	30,974,881	100.0
栃木		63,728,007	63,359,882	99.4	40,549,235	40,549,235	100.0	646,847	646,847	100.0
群馬		71,913,186	71,828,111	99.9	51,280,105	51,280,105	100.0	278,934	278,934	100.0
埼玉		171,536,670	171,158,084	99.8	143,126,128	143,126,128	100.0	857,206	857,206	100.0
千葉		165,652,887	165,007,210	99.6	123,562,878	123,562,878	100.0	519,963,035	519,963,035	100.0
東京都		1,536,707,912	1,531,749,072	99.7	1,543,703,186	1,543,703,186	100.0	272,553,346	272,553,346	100.0
神奈川県		323,262,944	322,946,935	99.9	185,074,438	185,074,438	100.0	249,991,497	249,991,497	100.0
新潟		70,210,391	70,091,109	99.8	55,506,185	55,506,185	100.0	19,196,529	19,196,529	100.0
富山		37,494,626	37,412,772	99.8	30,606,514	30,606,514	100.0	4,464,552	4,464,552	100.0
石川		41,856,021	41,757,726	99.8	32,762,888	32,762,888	100.0	3,546,089	3,546,089	100.0
福井		36,084,937	36,016,630	99.8	24,258,993	24,258,993	100.0	1,599,986	1,599,986	100.0
山梨		29,311,059	29,243,487	99.8	9,993,636	9,993,636	100.0	25,465	25,465	100.0
長野		65,926,112	65,859,658	99.9	37,298,152	37,298,152	100.0	393,622	393,622	100.0
岐阜		57,771,273	57,606,505	99.7	58,007,796	58,007,796	100.0	286,978	286,978	100.0
静岡		140,366,103	140,199,219	99.9	71,427,747	71,427,747	100.0	25,856,521	25,856,521	100.0
愛知		394,624,817	394,456,953	100.0	147,642,861	147,642,861	100.0	171,026,917	171,026,917	100.0
三重		67,870,888	67,828,096	99.9	36,964,026	36,964,026	100.0	44,670,765	44,670,765	100.0
滋賀		53,529,478	53,461,727	99.9	25,830,649	25,830,649	100.0	191,197	191,197	100.0
京都		101,830,150	101,081,087	99.3	39,911,577	39,911,577	100.0	591,249	591,249	100.0
大阪		459,403,590	459,737,615	100.1	395,363,168	395,363,168	100.0	253,519,268	253,519,268	100.0
兵庫県		178,913,943	178,539,462	99.8	107,999,738	107,999,738	100.0	163,802,101	163,802,101	100.0
奈良		21,962,731	21,824,957	99.4	17,485,948	17,485,948	100.0	2,611	2,611	100.0
和歌山		20,001,725	19,987,530	99.9	18,406,192	18,406,192	100.0	8,727,130	8,727,130	100.0
鳥取		13,316,020	13,275,855	99.7	10,679,511	10,679,511	100.0	528,606	528,606	100.0
島根		21,679,162	21,645,554	99.8	15,711,251	15,711,251	100.0	4,217,069	4,217,069	100.0
岡山		57,733,185	57,554,376	99.7	45,894,730	45,894,730	100.0	39,674,190	39,674,190	100.0
広島		98,901,743	98,593,429	99.7	39,627,338	39,627,338	100.0	10,792,991	10,792,991	100.0
山口		41,965,852	41,871,199	99.8	29,849,145	29,849,145	100.0	37,046,089	37,046,089	100.0
徳島		23,549,563	23,510,151	99.8	11,616,723	11,616,723	100.0	2,898,370	2,898,370	100.0
香川		31,728,041	31,620,792	99.7	26,761,052	26,761,052	100.0	6,934,335	6,934,335	100.0
愛媛		46,587,971	46,301,619	99.4	24,069,184	24,069,184	100.0	16,317,331	16,317,331	100.0
高知		14,183,769	14,080,449	99.3	13,983,797	13,983,797	100.0	568,648	568,648	100.0
福岡		175,500,160	174,340,385	99.3	144,678,555	144,678,555	100.0	124,982,606	124,982,606	100.0
佐賀		24,177,601	24,152,001	99.9	17,137,152	17,137,152	100.0	1,973,675	1,973,675	100.0
長崎		27,623,663	27,544,129	99.7	24,847,736	24,847,736	100.0	12,447,613	12,447,613	100.0
熊本		44,673,632	44,541,406	99.7	29,009,577	29,009,577	100.0	1,073,570	1,073,570	100.0
大分		29,545,633	29,421,913	99.6	26,142,757	26,142,757	100.0	21,377,543	21,377,543	100.0
宮崎		24,655,858	24,560,374	99.6	21,656,108	21,656,108	100.0	668,198	668,198	100.0
鹿児島		34,228,937	34,151,305	99.8	30,237,140	30,237,140	100.0	6,873,628	6,873,628	100.0
沖縄		34,759,750	34,775,880	100.0	30,368,873	30,368,873	100.0	4,597,828	4,597,828	100.0
合計		5,363,442,635	5,350,105,898	99.8	4,119,574,677	4,119,574,677	100.0	2,143,576,765	2,143,576,765	100.0

(単位:千円、%)

都道府県名	税目	不動産取得税			県たばこ税			ゴルフ場利用税		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		16,640,607	16,106,730	96.8	7,779,675	7,779,675	100.0	1,569,389	1,564,584	99.7
青森		1,844,465	1,829,711	99.2	1,778,854	1,778,854	100.0	141,515	141,515	100.0
岩手		3,142,126	3,101,216	98.7	1,514,462	1,514,462	100.0	273,526	273,526	100.0
宮城		7,793,216	7,723,442	99.1	3,018,705	3,018,705	100.0	701,117	699,813	99.8
秋田		1,633,989	1,559,221	95.4	1,175,687	1,175,687	100.0	139,246	139,246	100.0
山形		1,958,200	1,917,305	97.9	1,187,477	1,187,477	100.0	108,695	108,695	100.0
福島		3,736,820	3,618,618	96.8	2,573,219	2,573,219	100.0	538,490	530,623	98.5
茨城		7,688,133	7,558,272	98.3	3,816,998	3,816,998	100.0	2,642,150	2,640,931	100.0
栃木		5,361,622	5,313,792	99.1	2,456,558	2,456,558	100.0	2,227,310	2,214,963	99.4
群馬		5,859,981	5,830,227	99.5	2,371,983	2,371,983	100.0	1,084,167	1,084,167	100.0
埼玉		22,201,711	21,803,290	98.2	8,280,142	8,280,142	100.0	2,213,236	2,213,236	100.0
千葉		22,178,888	21,651,900	97.6	7,279,555	7,279,555	100.0	4,362,721	4,362,721	100.0
東京都		100,592,822	99,662,611	99.1	17,506,776	17,506,784	100.0	654,650	654,650	100.0
神奈川県		32,983,762	31,710,304	96.1	9,824,145	9,824,145	100.0	1,611,855	1,611,855	100.0
新潟		4,971,896	4,851,669	97.6	2,488,574	2,488,574	100.0	477,906	472,452	98.9
富山		2,714,107	2,652,458	97.7	1,157,717	1,157,717	100.0	276,502	276,502	100.0
石川		2,827,895	2,667,211	94.3	1,301,380	1,301,380	100.0	502,742	500,621	99.6
福井		1,912,089	1,902,885	99.5	879,445	879,445	100.0	222,840	222,840	100.0
山梨		1,858,852	1,836,838	98.8	1,045,907	1,045,907	100.0	796,626	796,626	100.0
長野		5,173,389	5,109,134	98.8	2,237,853	2,237,853	100.0	810,263	810,263	100.0
岐阜		5,022,052	4,939,811	98.4	2,118,926	2,118,926	100.0	1,616,699	1,616,699	100.0
静岡県		10,957,125	10,719,478	97.8	4,148,351	4,148,351	100.0	2,467,405	2,467,160	100.0
愛知県		28,884,371	28,398,037	98.3	8,453,027	8,453,027	100.0	1,411,268	1,409,092	99.8
三重		6,333,192	6,296,979	99.4	2,056,932	2,056,932	100.0	1,663,171	1,663,171	100.0
滋賀		4,588,060	4,026,142	87.8	1,539,848	1,539,848	100.0	1,048,536	1,048,536	100.0
京都		10,765,135	10,271,680	95.4	2,668,335	2,668,305	100.0	769,528	769,528	100.0
大阪		39,220,852	37,247,702	95.0	11,925,853	11,925,570	100.0	1,423,519	1,423,092	100.0
兵庫県		18,452,235	18,207,739	98.7	5,708,570	5,708,548	100.0	3,522,981	3,522,981	100.0
奈良		2,338,821	2,284,397	97.7	1,268,727	1,268,707	100.0	854,757	854,758	100.0
和歌山		1,942,456	1,876,189	96.6	1,140,217	1,140,217	100.0	306,159	306,159	100.0
鳥取		972,051	919,485	94.6	619,299	619,299	100.0	99,402	97,965	98.6
島根		1,215,017	1,192,169	98.1	680,015	680,009	100.0	91,797	91,797	100.0
岡山		4,727,287	4,656,914	98.5	2,160,129	2,160,027	100.0	645,386	643,552	99.7
広島		8,170,746	7,524,048	92.1	3,082,523	3,082,523	100.0	762,480	762,411	100.0
山口		2,675,989	2,645,647	98.9	1,505,130	1,505,130	100.0	460,716	460,716	100.0
徳島		1,647,169	1,624,781	98.6	841,239	841,239	100.0	239,692	239,692	100.0
香川		2,293,823	2,251,446	98.2	1,115,323	1,115,323	100.0	343,570	343,570	100.0
愛媛		3,777,044	3,733,118	98.8	1,528,945	1,528,917	100.0	349,742	349,742	100.0
高知		1,113,319	1,104,265	99.2	867,183	867,183	100.0	226,739	226,739	100.0
福岡		19,594,074	19,172,346	97.8	6,703,753	6,703,753	100.0	1,077,838	1,068,515	99.1
佐賀		2,495,078	2,450,893	98.2	1,081,588	1,081,588	100.0	303,825	303,825	100.0
長崎		2,717,957	2,662,803	98.0	1,620,618	1,620,618	100.0	306,495	306,495	100.0
熊本		4,215,661	4,095,650	97.2	2,186,032	2,186,032	100.0	627,953	627,953	100.0
大分		2,707,850	2,679,322	98.9	1,393,010	1,393,010	100.0	340,895	340,895	100.0
宮崎		2,457,237	2,439,164	99.3	1,388,037	1,388,037	100.0	396,827	396,827	100.0
鹿児島		4,066,224	3,934,833	96.8	1,932,369	1,932,369	100.0	407,965	407,965	100.0
沖縄		5,059,388	4,879,271	96.4	2,053,698	2,053,698	100.0	881,547	881,547	100.0
合計		451,484,783	440,641,143	97.6	151,462,789	151,462,306	100.0	44,001,838	43,951,211	99.9

(単位:千円、%)

都道府県名	税目	軽油引取税			自動車税(～2019.9)			自動車税(環境性能割)		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		55,917,498	54,392,434	97.3	171,997	10,781	6.3	7,087,894	7,087,517	100.0
青森		12,567,845	12,567,316	100.0	16,398	2,872	17.5	1,223,169	1,223,169	100.0
岩手		13,518,409	13,106,158	97.0	11,585	1,404	12.1	1,196,053	1,196,042	100.0
宮城		23,262,637	23,262,256	100.0	0	0	0.0	2,477,416	2,477,416	100.0
秋田		8,984,056	8,805,467	98.0	3,377	197	5.8	969,286	969,286	100.0
山形		8,621,081	8,621,024	100.0	9,355	1,059	11.3	1,119,851	1,119,851	100.0
福島		22,104,203	21,675,163	98.1	140,104	14,462	10.3	1,930,860	1,930,860	100.0
茨城		32,388,874	32,319,960	99.8	0	0	0.0	3,236,193	3,236,193	100.0
栃木		20,741,342	20,741,342	100.0	19,192	498	2.6	2,276,429	2,276,429	100.0
群馬		17,457,762	17,001,201	97.4	28,759	884	3.1	2,897,967	2,897,967	100.0
埼玉		52,029,817	51,726,202	99.4	21,824	1,881	8.6	7,746,201	7,746,201	100.0
千葉		39,562,144	39,531,552	99.9	194,161	30,447	15.7	6,284,611	6,276,560	99.9
東京都		38,224,859	36,965,994	96.7	0	0	0.0	15,270,736	15,272,420	100.0
神奈川県		41,328,307	39,748,169	96.2	148,830	20,055	13.5	9,898,133	9,899,521	100.0
新潟		21,365,050	21,277,102	99.6	8,254	944	11.4	2,215,328	2,215,328	100.0
富山		10,781,808	10,368,517	96.2	15,579	1,836	11.8	1,192,029	1,192,029	100.0
石川		9,817,883	9,745,497	99.3	0	0	0.0	1,423,278	1,423,275	100.0
福井		7,168,746	7,075,341	98.7	21,858	3,435	15.7	984,767	984,767	100.0
山梨		6,899,963	6,899,963	100.0	41,528	34,476	83.0	913,953	913,953	100.0
長野		17,220,640	17,220,640	100.0	34,406	5,307	15.4	2,296,675	2,296,675	100.0
岐阜		16,923,663	16,562,964	97.9	89,705	16,450	18.3	2,881,986	2,881,986	100.0
静岡		37,291,419	37,291,419	100.0	0	0	0.0	4,452,764	4,452,764	100.0
愛知		60,216,837	59,070,801	98.1	110,007	12,055	11.0	11,828,927	11,828,858	100.0
三重		21,037,523	20,693,659	98.4	0	0	0.0	2,514,859	2,514,859	100.0
滋賀		13,138,750	13,079,351	99.5	26,455	3,408	12.9	1,782,751	1,782,751	100.0
京都		14,689,582	14,464,393	98.5	56,686	7,845	13.8	2,886,447	2,886,433	100.0
大阪		47,530,318	47,192,444	99.3	61,894	3,055	4.9	9,716,336	9,715,910	100.0
兵庫県		38,377,164	38,252,026	99.7	84,367	8,535	10.1	6,612,746	6,612,746	100.0
奈良		6,832,981	6,561,454	96.0	21,596	3,592	16.6	1,545,546	1,545,546	100.0
和歌山		5,805,420	5,749,887	99.0	0	0	0.0	997,877	997,877	100.0
鳥取		4,534,271	4,522,586	99.7	1,637	82	5.0	571,625	571,490	100.0
島根		4,909,342	4,909,342	100.0	5,422	436	8.0	612,065	612,065	100.0
岡山		19,704,114	19,389,984	98.4	17,342	740	4.3	2,034,985	2,034,985	100.0
広島		22,977,795	22,408,759	97.5	19,745	982	5.0	3,192,494	3,192,494	100.0
山口		12,869,091	12,610,926	98.0	4,069	416	10.2	1,460,905	1,460,905	100.0
徳島		5,458,452	5,456,100	100.0	14,015	2,112	15.1	712,750	712,750	100.0
香川		9,128,115	9,114,654	99.9	0	0	0.0	944,428	944,428	100.0
愛媛		9,781,875	9,781,875	100.0	19,621	1,747	8.9	1,295,460	1,295,460	100.0
高知		4,280,347	4,263,843	99.6	7,684	762	9.9	580,953	580,953	100.0
福岡		38,465,169	37,857,013	98.4	27,378	4,346	15.9	5,901,367	5,901,367	100.0
佐賀		9,124,784	8,919,232	97.7	0	0	0.0	688,964	688,964	100.0
長崎		6,744,458	6,728,336	99.8	0	0	0.0	860,632	860,632	100.0
熊本		14,304,418	14,043,354	98.2	18,032	1,043	5.8	1,663,433	1,663,433	100.0
大分		8,852,393	8,846,800	99.9	12,248	2,078	17.0	1,025,899	1,025,899	100.0
宮崎		8,919,616	8,780,024	98.4	0	0	0.0	855,752	855,752	100.0
鹿児島		11,982,252	11,943,959	99.7	0	0	0.0	1,203,010	1,203,010	100.0
沖縄		7,337,367	7,300,434	99.5	19,462	3,070	15.8	894,290	894,290	100.0
合計		921,180,440	908,846,917	98.7	1,504,572	203,292	13.5	142,360,080	142,354,066	100.0

(単位:千円、%)

都道府県名	税目	自動車税 (種別割)			鉦区税			固定資産税		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		74,888,155	74,426,028	99.4	29,310	29,310	100.0	0	0	0.0
青森		16,114,534	16,039,333	99.5	2,007	2,007	100.0	439,802	439,802	100.0
岩手		17,222,777	17,172,556	99.7	17,112	17,112	100.0	0	0	0.0
宮城		32,659,839	32,474,217	99.4	2,498	2,498	100.0	0	0	0.0
秋田		12,967,000	12,959,650	99.9	8,591	8,591	100.0	0	0	0.0
山形		15,654,511	15,616,140	99.8	2,268	2,268	100.0	0	0	0.0
福島		29,906,558	29,680,943	99.2	10,373	10,373	100.0	2,851,045	2,851,045	100.0
茨城		49,712,144	49,282,340	99.1	3,550	3,550	100.0	0	0	0.0
栃木		34,412,708	34,333,584	99.8	7,730	7,730	100.0	0	0	0.0
群馬		33,483,002	33,393,002	99.7	1,966	1,966	100.0	0	0	0.0
埼玉		83,929,411	83,545,799	99.5	5,198	5,198	100.0	0	0	0.0
千葉		73,873,215	73,441,931	99.4	40,352	40,352	100.0	0	0	0.0
東京都		100,892,272	100,321,198	99.4	2,119	2,051	96.8	0	0	0.0
神奈川県		89,095,243	88,616,415	99.5	0	0	0.0	0	0	0.0
新潟		30,312,834	30,276,975	99.9	32,161	32,161	100.0	0	0	0.0
富山		16,498,216	16,442,080	99.7	708	592	83.6	0	0	0.0
石川		17,503,993	17,326,993	99.0	636	146	23.0	0	0	0.0
福井		11,949,854	11,905,865	99.6	1,598	1,598	100.0	0	0	0.0
山梨		12,842,235	12,802,542	99.7	223	223	100.0	0	0	0.0
長野		30,775,362	30,682,472	99.7	2,563	2,527	98.6	0	0	0.0
岐阜		31,093,028	30,883,191	99.3	14,758	14,758	100.0	0	0	0.0
静岡		52,530,909	52,273,802	99.5	4,163	4,163	100.0	0	0	0.0
愛知県		114,782,317	114,238,476	99.5	1,873	1,873	100.0	1,500,760	1,500,760	100.0
三重		26,920,151	26,839,018	99.7	3,526	3,526	100.0	0	0	0.0
滋賀		18,203,088	18,097,200	99.4	6,301	6,301	100.0	0	0	0.0
京都		24,702,070	24,488,188	99.1	510	510	100.0	0	0	0.0
大阪		77,858,586	77,443,021	99.5	40	40	100.0	0	0	0.0
兵庫県		60,929,337	60,536,591	99.4	8,529	8,529	100.0	0	0	0.0
奈良		14,824,902	14,735,914	99.4	680	680	100.0	0	0	0.0
和歌山		10,878,941	10,852,544	99.8	91	91	100.0	0	0	0.0
鳥取		6,905,124	6,892,728	99.8	734	734	100.0	0	0	0.0
島根		7,953,975	7,927,018	99.7	1,169	1,169	100.0	0	0	0.0
岡山		25,456,328	25,360,435	99.6	10,387	10,387	100.0	0	0	0.0
広島		32,938,442	32,825,094	99.7	4,382	4,382	100.0	0	0	0.0
山口		17,448,544	17,424,425	99.9	9,768	9,768	100.0	0	0	0.0
徳島		9,906,350	9,866,834	99.6	1,355	1,355	100.0	0	0	0.0
香川		12,907,314	12,826,844	99.4	12	12	100.0	0	0	0.0
愛媛		15,469,575	15,397,404	99.5	3,146	2,757	87.6	0	0	0.0
高知		7,569,323	7,553,512	99.8	6,881	6,881	100.0	0	0	0.0
福岡		60,719,641	60,454,506	99.6	5,606	4,934	88.0	0	0	0.0
佐賀		10,404,467	10,380,582	99.8	231	231	100.0	0	0	0.0
長崎		12,740,383	12,709,827	99.8	3,649	3,649	100.0	0	0	0.0
熊本		22,219,486	22,113,120	99.5	11,123	11,123	100.0	0	0	0.0
大分		14,099,523	14,072,079	99.8	12,841	12,841	100.0	0	0	0.0
宮崎		13,455,641	13,433,039	99.8	7,586	7,548	99.5	0	0	0.0
鹿児島		18,030,100	17,915,338	99.4	12,791	11,703	91.5	0	0	0.0
沖縄		15,990,806	15,890,130	99.4	6,719	6,719	100.0	0	0	0.0
合計		1,521,632,215	1,514,170,922	99.5	309,814	306,918	99.1	4,791,607	4,791,607	100.0

(単位:千円、%)

都道府県名	法定外普通税			狩 獵 税			法定外目的税		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道	899,960	899,960	100.0	46,704	46,704	100.0	763,115	762,610	99.9
青森	19,600,822	19,600,822	100.0	3,702	3,702	100.0	93,256	93,256	100.0
岩手	0	0	0.0	13,849	13,849	100.0	83,785	83,785	100.0
宮城	370,376	370,376	100.0	9,557	9,557	100.0	437,906	437,906	100.0
秋田	0	0	0.0	1,061	1,061	100.0	228,906	228,906	100.0
山形	0	0	0.0	3,106	3,106	100.0	151,125	151,125	100.0
福島	0	0	0.0	12,364	12,364	100.0	450,312	450,312	100.0
茨城	1,238,297	1,238,297	100.0	32,855	32,855	100.0	0	0	0.0
栃木	0	0	0.0	21,948	21,948	100.0	0	0	0.0
群馬	0	0	0.0	16,387	16,387	100.0	0	0	0.0
埼玉	0	0	0.0	19,175	19,175	100.0	0	0	0.0
千葉	0	0	0.0	28,368	28,368	100.0	0	0	0.0
東京都	0	0	0.0	4,340	4,340	100.0	4,399,893	4,399,183	100.0
神奈川県	0	0	0.0	14,599	14,599	100.0	0	0	0.0
新潟	4,712,634	4,712,634	100.0	10,156	10,156	100.0	123,344	123,344	100.0
富山	0	0	0.0	5,413	5,413	100.0	0	0	0.0
石川	770,452	770,452	100.0	9,870	9,870	100.0	0	0	0.0
福井	14,435,869	14,435,869	100.0	8,768	8,768	100.0	0	0	0.0
山梨	0	0	0.0	10,752	10,752	100.0	0	0	0.0
長野	0	0	0.0	13,371	13,371	100.0	0	0	0.0
岐阜	0	0	0.0	14,683	14,683	100.0	4,086	4,086	100.0
静岡県	1,240,416	1,240,416	100.0	33,487	33,487	100.0	0	0	0.0
愛知県	0	0	0.0	10,488	10,488	100.0	423,607	423,607	100.0
三重	0	0	0.0	17,886	17,886	100.0	518,560	518,560	100.0
滋賀	0	0	0.0	12,157	12,157	100.0	56,605	56,605	100.0
京都	0	0	0.0	18,207	18,207	100.0	220,557	220,557	100.0
大阪	0	0	0.0	7,991	7,991	100.0	2,510,432	2,510,200	100.0
兵庫県	0	0	0.0	34,933	34,933	100.0	0	0	0.0
奈良	0	0	0.0	11,042	11,042	100.0	158,271	158,271	100.0
和歌山	0	0	0.0	13,084	13,084	100.0	0	0	0.0
鳥取	0	0	0.0	5,851	5,851	100.0	6,463	6,463	100.0
島根	748,238	748,238	100.0	11,621	11,621	100.0	303,855	303,855	100.0
岡山	0	0	0.0	16,203	16,203	100.0	550,510	550,510	100.0
広島	0	0	0.0	25,032	25,000	100.0	553,766	553,766	100.0
山口	0	0	0.0	11,020	11,020	100.0	187,826	187,826	100.0
徳島	0	0	0.0	11,596	11,596	100.0	0	0	0.0
香川	0	0	0.0	4,041	4,041	100.0	0	0	0.0
愛媛	1,675,499	1,675,499	100.0	23,649	23,649	100.0	212,101	212,101	100.0
高知	0	0	0.0	17,730	17,730	100.0	0	0	0.0
福岡	0	0	0.0	18,412	18,412	100.0	1,931,757	1,928,462	99.8
佐賀	2,165,200	2,165,200	100.0	8,702	8,702	100.0	143,863	143,863	100.0
長崎	0	0	0.0	7,298	7,298	100.0	115,084	115,084	100.0
熊本	0	0	0.0	17,966	17,966	100.0	122,886	122,886	100.0
大分	0	0	0.0	21,376	21,376	100.0	362,605	362,605	100.0
宮崎	0	0	0.0	20,103	20,103	100.0	324,410	324,410	100.0
鹿児島	2,257,031	2,257,031	100.0	22,927	22,927	100.0	184,379	184,379	100.0
沖縄	949,339	949,339	100.0	2,848	2,848	100.0	50,322	50,322	100.0
合計	51,064,133	51,064,133	100.0	706,678	706,646	100.0	15,673,587	15,668,845	100.0

(単位:千円、%)

都道府県名	税目	旧法による税		
		調定額	収入額	収入率
北海道		354,056	353,864	99.9
青森		45,845	45,845	100.0
岩手		61,588	61,588	100.0
宮城		109,121	109,121	100.0
秋田		44,558	43,829	98.4
山形		57,347	57,347	100.0
福島		0	0	0.0
茨城		116,526	116,526	100.0
栃木		90,461	90,461	100.0
群馬		97,404	97,404	100.0
埼玉		267,208	267,208	100.0
千葉		279,344	279,178	99.9
東京都		359,643	359,608	100.0
神奈川県		200,306	200,306	100.0
新潟		115,508	115,508	100.0
富山		70,310	70,310	100.0
石川		46,543	46,543	100.0
福井		50,975	50,975	100.0
山梨		0	0	0.0
長野		117,436	117,436	100.0
岐阜		170,442	132,727	77.9
静岡県		237,236	237,236	100.0
愛知県		59,130	59,130	100.0
三重		94,684	94,684	100.0
滋賀		94,632	94,632	100.0
京都		96,454	96,454	100.0
大阪		672,356	296,145	44.0
兵庫県		219,095	219,095	100.0
奈良		129,105	129,105	100.0
和歌山		58,011	58,011	100.0
鳥取		34,391	34,391	100.0
島根		33,878	33,878	100.0
岡山		99,293	99,293	100.0
広島		125,691	125,691	100.0
山口		56,535	56,535	100.0
徳島		41,447	41,447	100.0
香川		58,374	58,374	100.0
愛媛		88,086	88,086	100.0
高知		44,584	44,584	100.0
福岡		207,638	207,638	100.0
佐賀		30,613	30,613	100.0
長崎		22,520	22,520	100.0
熊本		46,115	46,115	100.0
大分		36,091	36,091	100.0
宮崎		30,268	30,268	100.0
鹿児島		48,505	48,505	100.0
沖縄		47,750	47,750	100.0
合計		5,367,103	4,952,055	92.3

6 県税調定収入額の推移

年 度	最 終 予 算 額	調 定 額	収 入 額	過 誤 納 額
21	83,071,984	97,747,816	96,523,732	51,053
22	519,127,352	574,606,817	558,531,280	441,786
23	1,465,722,126	1,645,722,208	1,537,402,992	2,829,122
24	2,259,864,001	2,552,070,622	2,307,041,548	4,986,849
25	1,242,360,225	1,923,016,915	1,395,357,884	2,339,372
26	2,422,285,431	2,960,437,340	2,624,507,962	2,884,409
27	2,494,956,685	2,937,325,173	2,558,489,677	2,052,028
28	3,230,026,006	3,734,238,221	3,325,421,841	2,436,581
29	3,118,241,009	3,588,829,611	3,133,301,363	11,384,071
30	2,970,171,020	3,431,611,328	2,978,129,158	8,584,977
31	3,395,210,822	4,017,562,123	3,603,551,351	4,175,668
32	4,328,783,800	5,051,024,436	4,563,487,050	3,806,277
33	4,860,817,500	5,343,234,279	4,935,237,934	3,937,888
34	5,005,542,200	5,599,995,639	5,242,429,717	3,483,894
35	6,555,256,000	7,482,565,783	7,087,064,791	1,879,579
36	8,610,803,000	9,694,124,534	9,165,448,955	3,749,075
37	11,165,650,000	12,381,619,392	11,474,383,761	11,741,085
38	13,483,261,000	14,687,045,255	13,642,335,136	2,562,395
39	16,690,961,000	18,068,947,692	16,875,242,599	997,837
40	18,617,839,000	20,036,391,725	18,880,873,479	1,351,274
41	20,713,460,000	23,746,769,075	22,404,095,731	1,790,885
42	25,533,587,000	29,238,594,539	27,392,532,342	1,502,251
43	32,502,876,000	37,193,351,112	35,168,176,044	392,176
44	41,300,921,000	44,464,413,374	41,864,910,054	86,510
45	49,017,915,000	53,873,688,161	50,842,339,777	90,484
46	54,890,462,000	59,125,087,765	55,966,879,578	170,016
47	64,564,687,000	67,515,029,554	63,608,685,783	127,160
48	82,588,906,000	92,315,997,561	85,277,757,263	605,169
49	106,977,700,000	115,152,525,620	107,119,541,432	564,027
50	101,412,813,000	103,283,417,783	97,206,462,737	211,153

(単位：円、%)

不納欠損額	収入未済額	調定に対する	予算に対する	対前年比率	
		収入率	収入率	調定	収入
2,428	1,272,709	98.7	116.2	—	—
37,033	16,480,290	97.2	107.6	587.8	578.6
232,101	110,916,237	93.4	104.9	286.4	275.3
1,824,999	248,190,924	90.4	102.1	155.1	150.1
112,365,292	417,633,111	72.6	112.3	75.4	60.5
3,767,475	335,046,312	88.7	108.3	153.9	188.1
5,474,232	375,413,292	87.1	102.5	99.2	97.5
15,668,556	395,584,405	89.1	103.0	127.1	130.0
16,925,895	449,986,424	87.3	100.5	96.1	94.2
86,727,079	375,340,068	86.8	100.3	95.6	95.0
70,199,689	347,986,751	89.7	106.1	117.1	121.0
50,207,967	441,135,696	90.3	105.4	125.7	126.6
39,391,879	372,542,354	92.4	101.5	105.8	108.1
26,691,937	334,357,879	93.6	104.7	104.8	106.2
25,156,852	372,223,719	94.7	108.1	133.6	135.2
22,521,201	509,903,453	94.5	106.4	129.6	129.3
21,175,905	897,800,811	92.7	102.8	127.7	125.2
15,723,234	1,031,549,280	92.9	101.2	118.6	118.9
11,286,032	1,183,416,898	93.4	101.1	123.0	123.7
12,644,891	1,144,224,629	94.2	101.4	110.9	111.9
11,522,731	1,332,941,498	94.3	108.2	118.5	118.7
17,811,371	1,829,753,077	93.7	107.3	123.1	122.3
16,119,795	2,009,447,449	94.6	108.2	127.2	128.4
14,552,768	2,585,037,062	94.2	101.4	119.5	119.0
20,130,070	3,011,308,798	94.4	103.7	121.2	121.4
22,805,780	3,135,572,423	94.7	102.0	109.7	110.1
32,777,392	3,873,693,539	94.2	98.5	114.2	113.7
43,297,443	6,995,548,024	92.4	103.3	136.7	134.1
43,335,729	7,990,212,486	93.0	100.1	124.7	125.6
45,939,471	6,031,226,728	94.1	95.9	89.7	90.7

年 度	最 終 予 算 額	調 定 額	収 入 額	過 誤 納 額
51	114,819,000,000	113,004,053,547	103,866,798,095	1,270,968
52	126,563,292,000	126,213,157,993	116,906,845,877	367,948
53	121,769,019,000	135,619,576,437	124,196,399,293	99,157
54	142,995,000,000	160,442,250,259	147,537,375,521	87,792
55	160,003,251,000	177,909,121,188	163,582,156,726	248,393
56	176,793,734,000	194,735,314,615	179,383,945,880	322,373
57	186,717,000,000	202,741,298,276	187,445,294,954	795,359
58	187,156,000,000	207,598,149,863	192,053,764,638	77,771
59	201,508,000,000	218,188,048,332	203,961,867,814	21,215
60	218,731,000,000	235,001,879,379	219,397,701,236	28,325
61	218,903,000,000	238,768,696,451	222,052,442,127	11,772
62	235,173,000,000	255,692,850,330	238,064,979,999	8,433
63	273,600,000,000	291,358,317,274	273,637,564,143	—
元	292,991,000,000	313,233,507,138	294,830,246,474	—
2	313,446,000,000	333,007,937,098	313,855,640,113	—
3	330,621,000,000	348,996,353,323	330,401,449,077	—
4	307,953,000,000	332,655,334,891	312,076,479,730	—
5	291,342,000,000	315,339,475,115	292,967,332,053	—
6	284,188,000,000	310,799,277,284	287,343,920,640	—
7	297,277,000,000	313,142,518,395	301,400,974,686	—
8	301,996,000,000	315,487,448,044	303,044,833,213	—
9	301,378,000,000	316,009,963,391	303,536,035,556	—
10	299,181,000,000	312,913,370,809	301,028,610,537	—
11	286,924,000,000	302,077,425,968	290,354,596,613	—
12	315,567,000,000	330,862,591,279	319,129,740,194	—
13	306,558,000,000	319,114,538,299	307,361,094,504	—
14	268,096,000,000	281,072,309,596	270,083,123,490	—
15	269,633,000,000	281,939,282,839	271,064,203,186	—
16	279,065,000,000	292,891,886,111	282,857,040,001	—
17	306,269,000,000	316,979,971,292	307,543,227,105	—

(単位：円、%)

不納欠損額	収入未済額	調定に対する	予算に対する	対前年比率	
		収入率	収入率	調定	収入
56,164,457	9,082,361,963	91.9	90.5	109.4	106.9
62,296,123	9,244,383,941	92.6	92.4	111.7	112.6
109,662,727	11,313,613,574	91.6	102.0	107.5	106.2
85,200,263	12,819,762,267	92.0	103.2	118.3	118.8
115,833,555	14,211,379,300	91.9	102.2	110.9	110.9
214,876,729	15,136,814,379	92.1	101.5	109.5	109.7
142,031,874	15,154,766,807	92.5	100.4	104.1	104.5
209,286,875	15,335,176,121	92.5	102.6	102.4	102.5
223,790,474	14,002,411,259	93.5	101.2	105.1	106.2
285,298,570	15,318,907,898	93.4	100.3	107.7	107.6
333,575,883	16,382,690,213	93.0	101.4	101.6	101.2
560,197,966	17,067,680,798	93.1	101.2	107.1	107.2
433,985,669	17,286,767,462	93.9	100.0	113.9	114.9
521,011,847	17,882,248,817	94.1	100.6	107.5	107.7
418,042,052	18,734,254,933	94.2	100.1	106.3	106.5
361,470,798	18,233,433,448	94.7	99.9	104.8	105.3
459,516,375	20,119,338,786	93.8	101.3	95.3	94.5
542,203,317	21,829,939,745	92.9	100.6	94.8	93.9
440,400,431	23,014,956,213	92.5	101.1	98.6	98.1
502,315,842	11,239,227,867	96.3	101.4	100.8	104.9
684,851,151	11,757,763,680	96.1	100.3	100.7	100.5
802,226,040	11,671,701,795	96.1	100.7	100.2	100.2
511,538,123	11,373,222,149	96.2	100.6	99.0	99.2
1,408,540,325	10,314,289,030	96.1	101.2	96.5	96.5
741,606,002	10,991,245,083	96.5	101.1	109.5	109.9
1,713,426,214	10,040,017,581	96.3	100.3	96.4	96.3
1,039,674,395	9,949,511,711	96.1	100.7	88.1	87.9
834,989,376	10,040,090,277	96.1	100.5	100.3	100.4
974,089,590	9,060,756,520	96.6	101.4	103.9	104.4
809,250,870	8,627,493,317	97.0	100.4	108.2	108.7

年 度	最 終 予 算 額	調 定 額	収 入 額	過 誤 納 額
18	330,237,000,000	341,709,512,855	332,924,166,488	—
19	375,557,000,000	384,912,111,125	374,870,256,869	—
20	361,041,030,000	376,316,219,262	366,113,415,832	—
21	294,463,030,000	309,337,630,925	298,629,315,257	—
22	274,529,030,000	291,096,586,273	280,976,234,501	—
23	273,504,010,000	284,927,009,382	275,185,982,227	—
24	277,615,000,000	289,889,896,010	280,410,268,926	—
25	289,648,000,000	299,994,165,019	291,147,225,690	—
26	301,688,000,000	310,725,848,824	302,820,322,949	—
27	341,917,040,000	350,182,714,878	343,173,757,380	—
28	343,618,040,000	354,368,906,570	348,071,866,815	—
29	341,141,000,000	351,819,467,766	345,965,283,429	—
30	330,049,000,000	338,266,791,426	332,955,506,554	—
元	325,939,000,000	330,648,159,086	325,794,561,713	—
2	324,147,130,000	333,629,578,102	327,652,177,977	—
3	328,068,096,000	342,026,948,473	337,499,388,147	—
4	340,428,482,000	343,832,096,714	339,579,632,705	—
5	320,062,000,000	327,649,564,847	323,536,232,257	—

(単位：円、%)

不納欠損額	収入未済額	調定に対する 収入率	予算に対する 収入率	対前年比率	
				調定	収入
735,289,006	8,050,057,361	97.4	100.8	107.8	108.3
790,044,145	9,251,810,111	97.4	99.8	112.6	112.6
645,393,690	9,557,409,740	97.3	101.4	97.8	97.7
567,707,783	10,140,607,885	96.5	101.4	82.2	81.6
577,986,492	9,542,365,280	96.5	102.3	94.1	94.1
617,561,751	9,123,465,404	96.6	100.6	97.9	97.9
930,311,415	8,549,315,669	96.7	101.0	101.7	101.9
774,795,834	8,072,143,495	97.1	100.5	103.5	103.8
752,429,178	7,153,096,697	97.5	100.4	103.6	104.0
665,523,273	6,343,434,225	98.0	100.4	112.7	113.3
517,897,237	5,779,142,518	98.2	101.3	101.2	101.4
447,715,085	5,406,469,252	98.3	101.4	99.3	99.4
398,081,414	4,913,203,458	98.4	100.9	96.1	96.2
323,438,221	4,530,159,152	98.5	100.0	97.7	97.8
290,376,255	5,687,023,870	98.2	101.1	100.9	100.6
338,086,608	4,189,473,718	98.7	102.9	102.5	103.0
339,646,668	3,912,817,341	98.8	99.8	100.5	100.6
381,560,272	3,731,772,318	98.7	101.1	95.3	95.3

課税免除等対象地域について(過疎・離島・半島)

○ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の対象市町

(令和6年4月1日現在)

区分	市町(特定期間合併市町村)
全部過疎	府中市、三次市、庄原市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町
一部過疎	呉市(旧音戸町、旧倉橋町、旧下蒲刈町、旧蒲刈町、旧川尻町、旧豊浜町、旧豊町、旧安浦町) 三原市(旧大和町、旧久井町) 尾道市(旧因島市、旧瀬戸田町、旧御調町、旧向島町) 廿日市市(旧吉和村、旧宮島町、旧佐伯町)
特定市町村 (卒業団体)	福山市(旧内海町) 東広島市(旧福富町、旧豊栄町、旧河内町)

○ 離島振興法の対象市町

(令和6年4月1日現在)

実施地域	市町(地区(有人離島))
走島群島	福山市(走島)
備後群島	尾道市(百島)
芸備群島	尾道市(細島) 三原市(佐木島、小佐木島)
上大崎群島	大崎上島町(生野島、大崎上島、長島)
下大崎群島	呉市(三角島、齋島)
安芸群島	呉市(情島)
	大竹市(阿多田島)
似島	広島市(似島)

○ 半島振興法の対象市町

(令和6年4月1日現在)

実施地域	市町(区域)
江能倉橋島	江田島市(旧江田島町、旧能美町、旧沖美町、旧大柿町の区域)
	呉市[一部](旧音戸町、旧倉橋町の区域)

令和6年 12 月 発行

広島県 税務統計要覧

(令和6年度版) 第 68 号

編集兼発行 広島県総務局税務課

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

電話 (082)513-2321
